

第 7 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成31年3月12日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第7回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成31年3月12日(火曜日)

午前9時57分開議
午前10時55分休憩
午前11時4分開議
午後0時3分休憩
午後1時3分開議
午後1時45分休憩
午後1時52分開議
午後2時20分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第48号 平成31年度熊本県一般会計予算
議案第49号 平成31年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算
議案第53号 平成31年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち
議案第54号 平成31年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち
議案第61号 平成31年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算
議案第62号 平成31年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
議案第65号 平成31年度熊本県電気事業会計予算
議案第66号 平成31年度熊本県工業用水道事業会計予算
議案第67号 平成31年度熊本県有料駐車場事業会計予算
議案第84号 熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第95号 財産の減額貸付けについて
議案第96号 財産の減額貸付けについて
議案第99号 宇土市からの災害廃棄物の処理に関する事務の受託を廃止することの

協議について

- 議案第100号 南阿蘇村からの災害廃棄物の処理に関する事務の受託を廃止することの協議について
議案第101号 西原村からの災害廃棄物の処理に関する事務の受託を廃止することの協議について
議案第102号 御船町からの災害廃棄物の処理に関する事務の受託を廃止することの協議について
議案第103号 嘉島町からの災害廃棄物の処理に関する事務の受託を廃止することの協議について
議案第104号 益城町からの災害廃棄物の処理に関する事務の受託を廃止することの協議について
議案第105号 甲佐町からの災害廃棄物の処理に関する事務の受託を廃止することの協議について
議案第107号 権利の放棄について
請第18号 (有)山口海運の岩石採取計画の認可申請に関する請願
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
報告事項
①水俣病対策の状況について
②グループ補助金に係るフォローアップ調査結果について
③工業用水道におけるコンセッション導入の検討状況について
平成30年度経済環境常任委員会における取り組みの成果(案)について

出席委員(7人)

委員長 橋口海平
副委員長 吉田孝平

委員 氷室 雄一郎
 委員 松田 三郎
 委員 浦田 祐三子
 委員 岩田 智子
 委員 竹崎 和虎

欠席委員(なし)
 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田中 義人
 政策審議監 藤本 聡
 環境局長 久保 隆生
 県民生活局長 瀬戸 浩一
 環境政策課長 横尾 徹也
 水俣病保健課長 梅川 日出樹
 首席審議員
 兼水俣病審査課長 三輪 孝之
 政策監 山口 喜久雄
 環境立県推進課長 橋本 有毅
 環境保全課長 緒方 和博
 自然保護課長 古家 宏俊
 循環社会推進課長 城内 智昭
 くらしの安全推進課長 村上 敏幸
 消費生活課長 西川 哲治
 男女参画・協働推進課長 真田 由紀子
 人権同和政策課長 森上 大右
 商工観光労働部
 部長 磯田 淳
 総括審議員兼政策審議監
 兼商工政策課長 中川 誠
 商工労働局長 吉永 明彦
 新産業振興局長 村井 浩一
 観光経済交流局長 原山 明博
 商工振興金融課長 浦田 隆治
 労働雇用創生課長 石元 光弘
 産業支援課長 末藤 尚希
 エネルギー政策課長 坂本 公一
 企業立地課長 深川 元樹
 観光物産課長 上田 哲也

国際課長 波村 多門
 国際スポーツ大会推進部
 部長 小原 雅晶
 政策審議監兼
 国際スポーツ
 大会推進課長 寺野 慎吾
 企業局

局長 原 悟
 総務経営課長 西浦 一義
 工務課長 伊藤 健二

労働委員会事務局

局長 松岡 大智
 審査調整課長 中島 洋二

事務局職員出席者

議事課課長補佐 篠田 仁
 政務調査課主幹 佐藤 誠

午前9時57分開議

○橋口海平委員長 ただいまから第7回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。今回は、各部局ともに相当の量がありますので、環境生活部と、残りの商工観光労働部、国際スポーツ大会推進部、企業局及び労働委員会の出席を分けて説明を求めるとしました。

まず、環境生活部から先に審議を行い、休憩を挟みまして商工観光労働部、国際スポーツ大会推進部、企業局及び労働委員会の審議を行い、その後、付託議案の採決及び請願の審査を行います。

それでは、環境生活部の議案について、執行部の説明を求めた後に質疑を行いたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め

るために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 おはようございます。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしております議案は、予算関係2議案、条例等関係1議案でございます。

まず、第48号議案の平成31年度熊本県一般会計予算でございます。

当部では、被災者の方々の生活再建と被災地の創造的復興、将来にわたり幸せを実感できる新たな熊本の創造のため、総額177億4,600万円余の予算を計上いたしております。

その主な内容につきまして、熊本復旧・復興4カ年戦略に沿って御説明を申し上げます。

まず、安心して希望に満ちた暮らしの創造として、引き続き、災害廃棄物処理に係る市町村負担の軽減を図り、被災地の復旧、復興に取り組んでまいります。

また、リサイクル製品の認証や利用促進などにより、循環型社会形成への取り組みを進めてまいります。

さらに、犯罪被害者等への支援や再犯防止の推進など、県民の安全、安心確保に努めます。あわせて、被災者や多重債務者等の生活再生支援、加えて、人権意識の向上を図る広報、啓発に取り組んでまいります。

また、女性活躍サミットの開催などにより、就業・雇用分野等における女性の活躍を一層加速化してまいります。

第2に、未来へつなぐ資産の創造として、国立公園満喫プロジェクトとして、トレッキングコースの整備や国際化への対応等により、阿蘇や菊池溪谷の魅力を高め、来訪者の

拡大を図ってまいります。

加えて、里山等における生物多様性の保全を目指す国際会議を開催し、阿蘇の世界文化遺産登録への機運醸成を図ってまいります。

さらに、熊本の宝である豊富で良質な地下水を未来へ引き継ぐために、市町村と連携して、涵養量の増加や硝酸性窒素の削減に努めてまいります。

第3に、次代を担う力強い地域産業の創造として、竹林など循環可能な地域資源を活用したビジネスの支援に取り組んでまいります。

第4に、世界とつながる新たな熊本の創造として、児童生徒の台湾派遣などにより、グローバル社会で活躍できる子供の育成に努めます。

なお、水俣病対策につきましては、認定業務を丁寧かつ迅速に進めるとともに、被害者の方々に寄り添いながら、高齢化が進む胎児性・小児性患者の日常生活支援等に取り組んでまいります。

また、水銀フリー社会実現のため、さらなる周知啓発はもとより、県内の水銀含有製品の適正処理推進や海外の水銀専門家育成支援にも引き続き取り組んでまいります。

次に、第62号議案の平成31年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算でございます。

チッソ県債に係る元利償還金等として、総額37億5,600万円余の予算を計上いたしております。

以上により、予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして215億300万円余となります。

次に、条例等関係でございますが、災害廃棄物の処理について、市町村からの受託を本年度末で終了するため、法律上必要である市町村との協議につきましてお諮りをいたしております。

以上が、今回提出をいたしております議案

の概要でございます。

このほか、水俣病対策の状況につきまして御報告をいたします。

詳細につきましては、関係課長が御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○横尾環境政策課長 環境政策課でございます。

経済環境常任委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計ですが、公害対策費で1億7,400万円余を計上しております。

右側説明欄をごらんください。

1番の職員給与費で1億3,600万円余を計上しておりますが、これは本年1月1日現在の環境政策課職員の給与をもとに算定したものでございます。

職員給与費につきましては、各課とも同様でございますので、各課長からの説明は省略させていただきます。

2番目の公害対策促進費は、国等との連絡調整に要する経費で、1,300万円余を計上しております。

3番目の環境立県推進費ですが、水銀フリー推進事業としまして2,400万円余を計上しております。水銀をできるだけ使わない社会の実現に向けた情報発信や水銀研究留学生への奨学金のほかに、昨年度に引き続きまして、水銀回収処理システム構築支援に要する経費を計上しております。

3ページをお願いいたします。

チッソ特別会計への繰出金、22億8,600万円余を計上しております。

右側説明欄にあります、平成7年政治解決などの県債の元利償還に充てるため繰り出すものでございます。

以上、一般会計につきまして、合計で24億6,100万円余を計上しております。

次に、おめくりいただきまして4ページをお願いいたします。

ここからは特別会計になりまして、熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計になります。

チッソへの金融支援の枠組みにつきましては、平成12年の閣議了解に基づき進めております。

1段目及び2段目が、水俣湾堆積汚泥処理事業に係る県債の元利償還金、3段目及び4段目が、患者県債の元利償還金でございます。

5段目は、平成7年の政治解決時の一時金の県債の元金でございます。

5ページをお願いいたします。

1段目は、平成7年の政治解決時の一時金県債の利子となります。

2段目の特別貸付金につきましては、県債の国への償還額が減少しまして、チッソへの貸付金は発生しませんので、ゼロとなっております。

3段目の国庫納付金につきましては、チッソの返済不足額として、これまで特別会計で受けておりました国庫補助金につきまして、チッソ返済可能額に余裕が出たため、新たに返済を行うものでございます。

4段目及び5段目の元金、利子につきましては、チッソの返済額の一部を県が貸し付けていたものの特別県債の元利償還金となります。

おめくりいただきまして6ページをお願いいたします。

1段目及び2段目は、水俣病特措法による救済のために発行しました一時金県債の元利償還金でございます。

以上、特別会計の合計といたしまして37億5,600万円余を計上しております。

昨年度に比べまして21億3,400万円余の減

となっておりますが、これは主に4ページの1段目から4段目の水俣湾堆積汚泥処理事業に係る県債及び患者県債への国への償還額が大幅に減少したことによるものでございます。

環境政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○梅川水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、91億4,000万円余を計上しております。

右側の説明欄で主なものを御説明いたします。

まず、1の公害被害者救済対策費の(2)水俣病関連情報発信事業でございます。

県内の小中高校や教職員、保護者などを対象に水俣病を啓発するほか、来年度ポーランドで開催予定の水銀に関する国際会議において、水俣病の情報発信を行うための経費でございます。

次に、3の水俣病総合対策事業費の(1)水俣病総合対策費等扶助費でございます。

水俣病被害者手帳などを所持する方の医療費に要する経費などでございます。今年度の支給実績等を踏まえまして、今年度比8,700万円余を増額いたしまして、87億3,400万円余を計上しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

(2)の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業でございます。

胎児性・小児性患者の方々の日常生活の支援及び外出や旅行などの社会参加の支援等に要する経費でございます。

以上、水俣病保健課、合計92億3,800万円余を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

委員会説明資料の9ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、左から5番目の列の比較(A)-(B)の欄にございますとおり、前年度に比べて1,088万円余の減となっております。

右側の説明欄をお願いいたします。

1の公害被害者救済対策費につきまして、(1)の公害健康被害認定審査会は、水俣病認定審査会を運営するための経費でございます。

次に、(2)の水俣病認定検診費は、審査の前提となる疫学調査や検診等に要する経費となります。

(3)の争訟対策費は、水俣病関係の訴訟や行政不服審査請求に対応するための経費でございます。

次に、2の水俣病総合対策事業費の(1)治療研究事業扶助費でございますが、これは、水俣病の認定申請後、原則1年を経過した方に医療費等を支給する事業でございます。

次のページをお願いいたします。

(2)の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業でございます。

これは、熊本大学と水俣地域等の基幹病院をネットワークで結び、水俣病診療に関して、最新の医療やより専門的な指導、助言を行うことができるようにするという事業でございます。

水俣病審査課は以上でございます。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の11ページをお願いします。

2段目の計画調査費ですが、3億248万円余をお願いしています。

主な事業ですが、説明欄1の公営企業貸付金は、企業局の工業用水道事業会計の資金不

足等に対する貸付金です。

2の水資源開発調査費の(1)は、主に公益財団法人くまもと地下水財団への負担金、(2)の熊本地域水田湛水拡充調査事業は、熊本地域の地下水涵養を進めるため、水田の作付状況や地下水の浸透性などを調査し、水田湛水の取り組みの拡大を目指すものです。

3の地下水保全対策費の(1)は、高校生フォーラムの開催等熊本の水の魅力の情報発信等、次の12ページの(2)は、地下水保全条例に基づく地下水採取許可手続の運用等に要する経費です。

次に、2段目の公害対策費ですが、1億2,262万円余をお願いしています。

説明欄2の環境政策推進費は、環境センターの管理運営などに要する経費です。

3の地下水保全対策費は、県内33カ所に設置している地下水観測井による地下水位の監視等に要する経費です。

13ページをお願いします。

4の環境立県推進費ですが、主なものとして、(2)の有明海等海域環境調査検討事業は、底質の泥化対策等の基礎資料とするため、採泥調査及び専門家による検討会を開催するものです。

1つ飛びまして(4)のくまもとらしいエコライフ普及促進事業は、日々の生活や企業活動そのものが環境に配慮した行動となるよう、さまざまな普及啓発等を実施するための経費です。

14ページをお願いします。

公害規制費でございますが、268万円余をお願いしています。これは、水環境教育推進事業として、幼稚園や小中学校等での出前講座等に要する経費です。

最後に、2段目の工業用水道事業会計等繰出金ですが、1億8,904万円余をお願いしています。これは、企業局の工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に対する繰出金として一般会計から拠出するものです。

以上、環境立県推進課は、合計で7億8,061万円余を計上しています。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○緒方環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

まず、公害対策費といたしまして1億4,160万円を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

右側の説明欄の2、環境政策推進費の(2)環境影響評価審査指導費でございますが、これは、環境アセスメントに係る審査手続に関する経費でございます。

次に、2段目、公害規制費として1億8,986万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

まず、1の公害防止指導費でございますが、16ページをお願いいたします。

説明欄(4)の硝酸性窒素対策推進事業でございますが、硝酸性窒素による地下水汚染が県内の広い範囲で確認されていることから、地下水の常時監視や関係機関による対策会議の開催等に要する経費でございます。

次の(5)水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定事業は、水生生物の生息及び生育環境の保全を図るため、県内河川や湖沼における水生生物の生息状況等に応じた類型指定等に関する経費でございます。

次に、説明欄2の公害監視調査費でございます。

初めに、(1)大気汚染監視調査事業は、光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質の常時監視等に要する経費でございます。

17ページをお願いいたします。

(5)水質環境監視事業と(6)地下水質監視事業は、公共用水域や地下水の水質の常時監視等に要する経費でございます。

18ページをお願いいたします。

最後に、環境整備費としまして3億4,661万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

初めに、説明欄の上水道費、(1)水道施設整備事業でございます。この事業は、市町村が実施する老朽管更新等、水道施設整備に対する助成及び指導監督に要する経費でございます。

次に、(2)水道広域化施設整備利子補給事業でございます。この事業は、八代工業用水を上水道に転用して給水しております上天草・宇城水道企業団に対して行う企業債利子償還金助成に要する経費でございます。

以上で、総額で6億7,808万円を計上しております。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○古家自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の19ページをお願いします。

主なものを説明いたします。

鳥獣保護費で1億300万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

3の鳥獣保護対策事業費の(1)から(3)は、主に市町村が実施します猿や鹿、特定外来生物のアライグマなどの捕獲、防除に対する助成及び生息調査を実施するものです。

次の20ページをごらんください。

説明欄の(4)の指定管理鳥獣捕獲等事業は、鹿やイノシシの捕獲強化のため、県が主体となり捕獲事業を行うものです。

次の2段目、自然保護費で7,300万円余を計上しております。

次の21ページをごらんください。

説明欄の3の(2)希少野生動植物保護対策事業は、希少動植物の生息・生育調査や保護対策等を実施するものですが、来年度は、10

年ごとに発行しておりますレッドデータブックの発行も予定しております。

(3)特定外来生物スパルティナ属防除対策事業は、河口域に生息するアシに似たスパルティナ属を駆除するものですが、来年度は、宇城市の大野川を中心に実施する計画です。

(4)SATOYAMAイニシアティブ国際会議は、新規事業でございます。

これは、毎年、国連大学が開催している会議で、会議の目的は、草原や棚田など、人間の活動と調和した2次的な自然環境の重要性を認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用の両立を図るというものです。この会議を、来年度、熊本県で開催するものです。

次の段、観光費で6億1,900万円余を計上しております。

次の22ページをごらんください。

説明欄の2の(3)国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業では、主に雲仙天草国立公園において、ビジターセンターの改修やトイレの整備などを計画しております。

次の(4)国立公園満喫プロジェクト推進事業では、主に阿蘇くじゅう国立公園において、休憩所や歩道整備を計画するとともに、景観改善やトレッキングコース整備を行う補助事業も計画しております。

以上、自然保護課は、総額7億9,500万円余を計上しております。御審議よろしくをお願いいたします。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料23ページをお願いいたします。

まず、1段目の公害対策費についてですが、右側の説明欄3、環境立県推進費のうち、バイオマス利活用推進事業は、竹の総合利活用に係る地方創生交付金を活用した補助等を含め、未利用のバイオマス資源を有効活用する取り組みを支援するもので、1億

3,300万円余を計上しております。

次に、2段目の環境整備費のうち、右側の説明欄1、一般廃棄物等対策費の中の(1)災害廃棄物処理基金補助事業は、被災市町村が実施した災害廃棄物の処理費用に対し、国費をもとに助成を行うものでございます。

補助対象となります18市町村のうち、平成29年度に事業が完了した9市町村分につきましては、平成30年度補正予算での補助について、先議分で議決をいただいたところであり、平成31年度当初予算では、平成30年度の事業完了となりました残りの9市町村に対する補助予定額、20億2,600万円余を計上しております。

次に、資料24ページをお願いいたします。

2、産業廃棄物対策費の中の(1)から(3)までは、廃棄物の適正処理、不法投棄の防止等のための監視指導員の配置や立入検査等に要する経費でございます。

(5)のリサイクル製品等利用促進事業は、本年度から開始したリサイクル製品の認証、利用促進に要する経費に加え、全国的な課題となっております廃プラスチックのリサイクル推進を視野に置いた、先進性の高いリサイクル施設の整備等に対する補助など、3,300万円余を計上しております。

資料25ページをお願いいたします。

3、産業廃棄物等特別対策事業費の中の(2)新規事業の産業廃棄物実態調査事業でございますが、廃棄物処理法に基づき策定しております現在の廃棄物処理計画の終期が平成32年度末までとなっております、平成32年度には、33年度からの5年間を対象とする新たな計画を策定する必要がございます。

平成31年度におきましては、計画策定の基礎資料として、産業廃棄物の排出、中間処理、最終処分の実態や経年変化、事業者や県民の意識の変化等を把握し、将来の推計等を行うための調査費用として1,100万円余を計上しております。

これらによりまして、25ページ最下段に記載のとおり、循環社会推進課では、職員給与費も含め、総額25億2,600万円余の当初予算を計上しております。

前年度に比べ予算額が大きく増加しておりますが、これは、先ほど御説明いたしました災害廃棄物処理基金補助事業を実施することによるもので、平成31年度限りのものでございます。

次に、飛びまして資料35ページをお願いいたします。

条例等議案第99号でございますが、35ページの議案第99号から41ページの議案第105号までは、対象となる市町村の名称が異なるのみで、内容は全て同じ、災害廃棄物の処理に関する事務の受託を廃止することの協議についてでございます。

42ページに概要を記載しておりますので、こちらを使って御説明いたします。

熊本地震で発生した災害廃棄物の処理に関し、被害の大きかった宇土市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の7市町村分については、県が市町村から事務を受託し処理を行いました。

既に昨年12月をもって全ての処理が完了しておりますので、事務の受託を廃止する必要がございます。

地方自治法上、事務の受託の廃止は、自治体間の協議によって行うこととされ、協議を行うには議会の議決を経る必要がございますので、今年3月31日付での事務の受託の廃止について、7市町村と協議することの御承認をお願いするものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○村上くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料26ページをお願いいたします。

下段の交通安全対策促進費といたしまして

926万円余を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

主な事業といたしまして、3の交通事故被害者対策費は、交通事故相談所において行います交通事故被害者等の救済、援護のための損害賠償や示談等に関する相談業務に要する経費でございます。

27ページをお願いいたします。

上段の諸費でございますが、社会参加活動推進費といたしまして3,520万円余を計上しております。

主な事業といたしまして、(2)の犯罪被害者等支援推進事業は、犯罪被害者等についての理解促進を図るための広報、啓発や支援体制の整備を図るものでございます。

これには、平成30年度まで県警で予算計上しておりました性暴力被害者のためのワンストップ支援センターゆあさいどくまもとの運営委託費を、平成31年度から当課で所管することとなった分も含まれております。

また、31年度は、犯罪被害者等支援条例の制定について検討を行うため、それに要する経費を計上しております。

28ページをお願いいたします。

上段の青少年育成費といたしまして880万円余を計上しております。

主な事業といたしまして、(2)のグローバルジュニアドリーム事業は、小中学生等を台湾へ派遣し、交流活動を通してグローバル社会に視野を向けた子供の育成を図るものでございます。

下段の農業総務費は、地域食品振興対策費といたしまして1,745万円余を計上しております。

主な事業といたしまして、(3)の食品検査体制整備事業は、食品の残留農薬等の検査を行う際に使用する検査機器のリース料等の経費でございます。

以上、合計2億562万円余をお願いしております。

くらしの安全推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の30ページをお願いします。

消費者行政推進費といたしまして、2億1万円余を計上しております。

前年度と比較いたしまして238万円余の減でございます。これは、国の交付金の減でございます。

説明欄をごらんください。

2、消費者行政推進費は、主に国の交付金などを活用した事業でございます。

主な事業について御説明します。

(1)地方消費者行政推進事業は、県消費生活センターの専門家と連携した相談対応、市町村への補助金などの経費でございます。

次に、(2)消費者自立のための生活再生総合支援事業は、熊本地震で被災された方や多重債務者などに対し、生活再生に向けた支援を行う経費でございます。

(3)消費者教育推進事業は、新規事業でございます。成年年齢引き下げに対応し、学校教育と連携した消費者教育をさらに推進するため、消費者教育コーディネーターを設置するものでございます。

説明資料の31ページをお願いします。

3、消費生活センター費は、県センターの消費生活相談員による相談対応、啓発事業に要する経費でございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の32ページをお願いします。

3段目の社会福祉総務費でございますが、1億7,720万円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

2の社会福祉諸費は、くまもと県民交流館パレアの指定管理委託料、ビル管理組合負担金など、維持管理、運営に要する経費でございます。

3の男女共同参画推進事業費は、熊本県の男女共同参画推進条例及び計画並びに女性活躍推進法に基づきまして、男女共同参画を総合的かつ計画的に進める事業です。

主な事業を御説明します。33ページをお願いします。

(2)の女性総合相談事業は、女性全般に係る総合相談業務に要する経費でございます。

(3)のくまもとの女性活躍促進事業は、女性活躍サミットの開催など、女性の社会参画を加速化させるための各種取り組みに要する経費でございます。

以上に人件費を加えまして、総額2億70万円余をお願いしております。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○森上人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。

上段の諸費につきましては、右側の説明欄をごらん願います。

2の人権啓発推進費につきましては、5,826万円をお願いしております。

主な事業として、(1)、(2)の事業は、人権啓発活動に関する法務省の委託事業に係るものでございます。(1)は、市町村が実施する事業で1,057万円余、(2)は、当課が実施する事業で4,045万円余でございます。

次に、下段の社会福祉総務費でございますが、説明欄の2の地方改善事業費につきまして、1億3,565万円余をお願いしております。

(1)は、市町村の隣保館等の運営指導費1億1,293万円余、(2)は、行政や諸団体等と連

携しての活動費2,271万円余でございます。

以上、課で合計2億8,404万円余をお願いしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で環境生活部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、課名と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 皆さんが考えていただいている間にちょっと質問しようと思いますが、質問の前に、まあ委員会で何でございますが、今年度をもって退職なさる方、どれぐらいいらっしゃるでしょうか。

どうも長年御苦労さんでございました。別に代表してじゃありませんが、たまたま挙げられました自然保護課長に。挨拶はいいですよ。

たしか以前、私は、この委員会でも同じような質問をしたかもしれませんが、ちょっと確認の意味も含めまして、資料19ページから20ページの鳥獣保護対策事業費、この中の、まあ全部ほぼ毎年似たようなあれかもしれません。(1)、(2)、(4)か、まあ主体が違ったりとか、県が主体とか、市町村に補助するとか、あるいはこの対象の鳥獣が違うとか、支援の中身が違うとかって、これは大体でいいですけども、(2)は、これは鹿の捕獲って書いてあるですね。(1)と(4)かな、これをちょっと簡単に、何が対象で、どういうことをしますというのの整理のために、ちょっと御説明いただければと思います。

○古家自然保護課長 (1)鳥獣保護対策事業

費ですが、これは猿とか——猿は、捕獲奨励金というのを1頭3万円出しております。それから、カモですね。これは、ネットとか防除器具に対する補助で、大体ヘクター当たり8,000円という単価で、いずれも市町村に対して、その2分の1補助ということですね。先ほどの猿も、3万円市町村が出す場合は、その2分の1以内を補助しますということです。それから、三角にちょっと、まだ絶滅まではいっていませんけれども、クリハラリスというのがおまして、そこに対しても2分の1以内の補助をしております。それが(1)でございます。

それから、(4)でしたっけ。

○松田三郎委員 (2)もよかですか。

○古家自然保護課長 (2)ですか。

○松田三郎委員 はい。鹿だけですか、これは。

○古家自然保護課長 (2)は、特定鳥獣は、これは鹿に対しまして——鹿は、農林水産部のむらづくり課のほうで捕獲奨励金といいますか、それはあるんですが、さらに鹿の場合は、1頭1,000円を市町村が上乘せする場合について、2分の1を自然保護課でも補助しております。

それから、(4)の指定管理鳥獣捕獲等事業ですが、これは県が事業主体となりまして、いわゆるとり方といいますか、もう少し効率的なとり方あるいはわなの見回りとか、そういうの先進的な取り組みを奨励するために、これは県の委託で、イノシシと鹿についてモデル的に捕獲を、指定管理鳥獣捕獲等事業者という認定されたところがあるんですが、そういったところに委託して、まあこれは猟友会も含まれますけれども、そういうところに委託して効率的なとり方というのを実

証するというような事業でございます。

○松田三郎委員 これは、多分ここ数年同じような状況とは思いますが、これはあれですか、何かやっぱり補助金の仕組みからとか、一部何か一緒にすると不都合があるんですか。何か似たような部分もあるのかなと。ちょっと余りざっくりし過ぎててもいかぬとかもしれませんし、それは今後どうでしょうか。

○古家自然保護課長 猿、カモ、クリハラリスはこっち、鹿はこっちという、済みません……。

○松田三郎委員 済みません、ちょっとわかりにくかったですよ。

○古家自然保護課長 はい。済みません。

○松田三郎委員 例えば、極端にですよ、この場合、3つか4つを1つにして、ちょっと款項目か何かで分けるのは可能でしょうけれども、何かわかりにくそうで、県庁の人はようわかるとんなはつとでしょうけど、何かちょっと統合したり共通なところをくくったりとかって、そういう必要は余りないんですかね。

○古家自然保護課長 これは、鹿だけ分けておりますのは、実は、森づくり税を少し予算的に活用させていただいているというところでちょっと分けてございます。

ただ、委員おっしゃるように、であっても、事業としてまとめることは可能ですので、今後わかりやすいような事業体制を検討していきたいと思っております。

○松田三郎委員 実は、むらづくり課などとも、きょう夕方、別途勉強会をする予定で、各市町村、特に、中山間地からは、毎年のよ

うに御要望が、この有害鳥獣の駆除に対しては多いところだと思います。

最後にちょっとお尋ねしたいのは、ちょっと説明もしにくいかもしれませんが、農林サイド、農林もどちらかというと、もうとってくださいとってください、とれとれって。課長は、本籍は林務でしょうけれども、別に自然保護課ですから、はい、どうぞとってくださいとってくださいと声高に言うわけにもいかぬだろうと。せめて適正な管理とか。

そういう意味では、定期的にはいろいろ連携をさせていただいている、農林サイド、部署とという話を聞きますが、これはどうですか。うまく連携が——事業を進めるには、いつているのか。敵対とは言いませんが、うちはそうあなたたちが言うほどそぎゃんやりばなしとられぬとばいというような、水面下でいろいろあるとあって。それぞれのあり方と、その協議、連携のありようという、そういうのをちょっと教えていただければ。

○古家自然保護課長 決して敵対はしておりませんで、うまく連携はいつていると思っております。

それから、主に鹿、イノシシが、頭数がふえ過ぎているというのが実態でございます。とつてもとつてもまだまだ生息数といえますか、鹿は、今度また生息調査をかけるんですけども、イノシシの場合は、なかなか生息数というのがちょっと、捉える方法、技術的な方法がなかなか出てないものですから、今のところ目標としては、農林水産の被害額が下がるというのを目標にしてやっているとつてもでございます。

自然保護といえますと、守るべき動植物も当然ありますけれども、この鹿、イノシシに関しては、ちょっと頭数的にふえ過ぎていますし、農林水産の被害が大きい状況ですので、今はまだ捕獲は強める時期だと考えております。

○松田三郎委員 わかりました。

おっしゃったように、同じあれでも、鹿とシシでは大分対応の仕方も違うと。生息数の調査もなかなか難しいし、気候がよくなったりとか餌の状況がよくなって、多産というか、何回も産むので、とれば減るかというところでもない。だから、餌づけをしないとか、いろいろ多方面にわたっても対策をしていただいているようでございますので、引き続き、引き続き言うてもこの3月でやめられると思いますが、長い間御苦労さんでございました。

以上です。

○岩田智子委員 消費生活課ですけれども、本当18歳成人ということで私も質問させていただきましてけれども、新規事業で消費者教育コーディネーターの設置という、242万という予算ですけれども、このコーディネーターはどんな方なのでしょう。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

コーディネーターは、これから職安を通じて公募いたしますが、こちらのほうで考えておりますのは、やはり学校現場に精通されているというのが一番大事ななと思っております。高校もしくはそれに準ずるような機関で勤務された御経験がある方で、学校の現場における消費者教育にある程度精通している方というような方を募集していきたいというふうに考えております。

○岩田智子委員 1人ですか。

○西川消費生活課長 はい、1人でございます。

○岩田智子委員 わかりました。

ぜひ、本当精通した方で、中に入っていて、学校の先生方の負担にならないような形で消費者教育が充実できるようにしていただきたいなというふうに思います。

別でいいですか。

○橋口海平委員長 はい、岩田委員。

○岩田智子委員 男女参画・協働推進課にお尋ねをいたします。

32ページなんですけれども、何年かに1回、男女共同参画の促進事業として、中高生向けに資料をつくっていらっしゃいますが、今回はどっちか新しくなるんですか。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

学習資料は毎年つくっております、また新しいものができまして、4月までに各学校に配付する予定になっております。

○岩田智子委員 わかりました。じゃあ、毎年変わるというか、更新するというようなことですね。

○真田男女参画・協働推進課長 はい、更新しております。

○岩田智子委員 ぜひ。じゃあ、続けていいですか。

○橋口海平委員長 はい、岩田委員。

○岩田智子委員 そして、男女共同参画のその資料の中には、男とか女とかでは……。そういうことで一人一人をちゃんと見ていこうというような冊子になっていると思うんですが、LGBTなんかとの関連みたいなのは、その中には全然ないでしょうか。もう別になるんですかね。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

今お尋ねの学習資料は、中高生向け、高校生向けということで、あと教師用手引書を配付しておりますけれども、主に性別によっての生き方、考え方、役割などを考えるような内容になっております。

ちょっと詳細について確実なお答えができませんけれども、若干触れてあったと思います。確認いたします。

○岩田智子委員 では、また後ほど見せていただければと思っています。

やっぱり性別によらないというところ、一人一人見るとというのがとても重要だなというふうに思っていますので、お願いいたします。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかに質疑は。

○浦田祐三子委員 28ページ、くらしの安全推進課にお尋ねいたします。

青少年育成費の(2)グローバルジュニアドリーム事業についてお尋ねなんですけれども、この中身を教えていただけますか、内容。

○村上くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

中身にあっては、小学校6年生から中学生までの団員25名と高校生リーダー5名、これを台湾・高雄市のほうに4泊5日で研修に連れて行って、国際交流を実施する事業でございます。

○浦田祐三子委員 国際交流の中身を教えていただけますか。

○村上くらしの安全推進課長 ホームステイ、また、台湾・高雄市の小学生との交流事業、学校を訪問してですね。そこで生徒相互の交流を実施いたしております。

○浦田祐三子委員 これは、もう何年ぐらい継続して実施されているんですか。

○村上くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

県と熊本市と高雄市が、平成25年に国際交流促進覚書書ということ結びまして、その後、平成26年から開始しております。去年で5回で、ことしまた予定をしているところであります。

○浦田祐三子委員 やっぱ小学生、中学生ぐらいから、多感な時期にこうやって国際交流をやるというのはとてもいいことだと思いますので、引き続き、また子供たちにどういった影響があったとか、それも含めてまた、何というんですかね、調査もしていただきながら、引き続き実施していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○氷室雄一郎委員 2ページのところですけれども、環境立県推進費というのがあります。これをちょっともう少し詳しく説明してくれんですかね。

○横尾環境政策課長 環境立県推進費ですけれども、水銀フリー推進事業というのがあります。主に3つの柱と申しますか、3つの事業で成り立っております。1つが、水銀含有廃棄物の適正処理の推進、それから、2番目が、海外の水銀専門家の育成支援、3番目が、国内外への水銀に関する情報発信という3つの柱になっております。

それぞれ申し上げますと、水銀含有廃棄物の適正処理の推進というところでは、去年から水銀回収処理システムの構築支援というのをやっております、これが予算が大体680万ぐらい。

平成29年に水俣条約が発効いたしまして、それに伴いまして廃掃法というのが改正されて、水銀の排出事業者の処理責任が明確になりました。水銀をきちんと処理しなきゃいけないということで、特に、蛍光管の中に水銀——微量ですけれども、入っておりますけれども、それが現在県外で処理されているような現況でございます。90%ぐらいが県外で。それを、県内事業者ありますけれども、県内事業者にも補助金を出しまして、処理能力を高めていただくというものでございます。

それから、海外の水銀専門家の育成支援ということなんですけれども、これは県立大学と水俣にあります国立水俣病総合研究センター、国水研と申しておりますけれども、県立大学と国水研の連携大学院において、水銀研究を行う留学生に対して奨学金制度を設けております。これは、博士課程として、3年間の水銀研究を行う留学生に対して支援を行っておるところでございます。

最後の情報発信の話なんですけれども、31年度は、県内水銀のフリー巡回展、それから出前講座を行いたいと考えております。

これまでも、水俣条約の外交会議を受けまして、さまざまな機会を活用して情報発信を行ってきましてけれども、引き続き情報発信を行うということで、水銀のフリー巡回展につきましても、県内のブロック単位で、水銀をできるだけ使わない社会に関する情報発信、内容はミニ講演会ですとか、パネル展示ですとかということで、対象は一般の県民と申しますか、大人の方を対象に設けていきたいと思っております。

それから、出前講座なんですけれども、現

在、肥後っ子教室ということで、県内の小学生に対しまして、水俣病や環境等について学んでいただいていますけれども、次のステップとしまして、中学生や高校生を対象に、水銀フリーに関して取り組みの理解を図るということで、これも、中学校、高校へ行きまして、出前講座、年間5回程度やりたいと考えています。講師は、国連環境計画の職員ですとか、先ほど申しました国水研の職員等について考えております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 水銀処理のシステムで680万ということですが、あとは、情報発信はそうお金かからぬと思いますけれども、この連携大学院で、よその国から来ておられる、この人数とか、そういうのをちょっともう少し詳しく。

○横尾環境政策課長 来年度予算が1,400万。

○氷室雄一郎委員 1,400。

○横尾環境政策課長 はい。で、現在、今いらっしゃる方が4名、留学生がいらっしゃいます。これが、3年間の博士課程でございまして、国外から受け入れるということで、大体9月に入学されて9月に卒業されるということで、31年度も9月にまた2人受け入れるような予定をしています。現在のところ、今在学されている方が4名、31年の9月にまた2名受け入れる予定でございまして。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 どこの国の方ですかね。

○横尾環境政策課長 今在学中の方が、台湾、インドネシア、ベトナム、タイでございまして。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、大体毎年この1,400万ぐらいかかるということですか。どうですか。

○横尾環境政策課長 奨学金の内容が、大学院の入学金とか授業料、それから渡航旅費、それから住居生活支援金などになりますので、年によって若干変わるかと思えますけれども、人数によって、例えば、1名しか入学できなかったときもありましたので、そこはちょっと変動はあると思います。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○橋口海平委員長 ほかにございせんか。

○竹崎和虎委員 13ページになりますけれども、環境立県推進課のほうに。

有明海の再生に関してなんですけれども、4の環境立県推進費の中の(2)番の新規で、有明海等海域環境調査検討事業とございますけれども、この有明海での採泥調査というのは、従前から何か行っとったやつとはまた。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございまして。

今回の新規事業の採泥調査については、従前から特別委員会でも課題になっております泥化等底質改善対策再生方策の検討の基礎資料とするため、今回初めて計上したものでございます。

○竹崎和虎委員 まず、この調査なんですけど、これは年に何回かというか、春秋とかやられる御予定なんですか。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございまして。

具体的な調査手法については、新年度にな

ってから専門家等の意見を聞きながら決めていきたいと思っておりますけれども、1回限りの調査ではなくて、数回の調査を予定しております。

○竹崎和虎委員 ぜひ継続的というか、調査をお願いしたいところなんですけれども、その専門家というのはどなた方になられるんですか。

○橋本環境立県推進課長 現在、予算の段階で考えているのは、東京、九州、また、熊本の大学、研究機関の専門家を今のところ考えております。大体6名程度で検討会を開催したいと考えております。

○竹崎和虎委員 例えば、漁業団体とかであったり、まあいろいろ関係される団体とかありますけれども、そういったところからというのは特段。

○橋本環境立県推進課長 今回の調査については、科学的な観点からちょっと検討していただきたいと考えておまして、具体的には専門家、研究者等をちょっと考えております。

○竹崎和虎委員 有八の特別委員会のほうでもいろいろ議論されておる部分ではあるかもしれませんが、ぜひ有明海再生につなげていただきたいと思っておりますので、しっかりやっていただきたいと思っております。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩田智子委員 要望をいいですか。

○橋口海平委員長 はい、岩田委員。

○岩田智子委員 商工観光のほうで質問するんですけども、フラッグの件ですね。

やっぱりこの環境生活部の、例えば男女参画・協働推進課とか人権同和政策課とかですね。あのフラッグを見て、私は、何かげすい下ネタだなというふうに思ったんですが、でも、聞いたところ、ハンドボールの中で使う言葉だというようなことも答弁にあったんですが、対外的にいろんな、出ますよね。例えば、県のプロモーションビデオとか、ほかの県では何かすごくセクハラっぽいという問題になったようなプロモーションビデオとかもあったし、何か対外的にそうやって出すものに関して、やっぱり環境生活部のほうで何かこうアンテナを高くして、もう縦割り行政なのでなかなかそこに入れるということはどうしてもできないかもしれないけれども、何かこうもっと力を発揮していただきたいなというふうに思いますので、それを要望しておきます。よろしく申し上げます。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

この件に関しまして、環境生活部としまして、各所属に対し、男女共同参画及び人権尊重に係る一層の意識向上を求めた文書を、先週発出しております。

今後、あらゆる機会を捉えまして、庁内職員の会議、研修を通しまして意識向上を図ってまいりたいと思っております。

○岩田智子委員 よろしく申し上げます。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、以上で環境生活部に対する質疑を終了します。

それでは、説明員入れかえのため、ここで約10分間休憩いたします。

再開は、11時5分からといたします。

午前10時55分休憩

午前11時4分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

磯田商工観光労働部長。

○磯田商工観光労働部長 それでは、商工観光労働部関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係5議案、条例等4議案でございます。

まず、予算関係議案でございます。

当部では、これまでの復旧、復興の取り組みの成果を将来の熊本の発展につなげていくため、一般会計で577億6,200万円余、中小企業振興資金特別会計など4特別会計で13億4,200万円余、総額で591億400万円余の予算を計上しております。

その主な内容について、熊本復旧・復興4カ年戦略の施策に沿って御説明申し上げます。

第1に、県経済を支える企業の再生・発展です。

被災企業の事業再建に向けては、グループ補助金による施設復旧を進めてまいりましたが、今年度中に大部分が完了するに至っております。

復旧を果たした被災企業が、復興に向けた取り組みをより強力に推進できるよう、経営支援機関の体制強化や資金繰り支援の拡大などにしっかりと取り組み、地域経済のさらなる発展に尽力してまいります。

また、企業誘致について、今後の本県経済を牽引していく大規模立地を呼び込むとともに、県南地域等へのオフィス系企業の誘致を推進するため、補助制度の拡充を行い、本県

への企業の立地を促進してまいります。

第2に、地域資源を活かす観光産業の革新・成長です。

ことしは、大河ドラマ「いだてん」の放送や国際スポーツ大会の開催、熊本デスティネーションキャンペーンの実施など、国内外から多くの観光客が訪れる絶好の機会となる年です。これを最大限に生かすと同時に、その先を見据え、デジタルマーケティングを活用したより効果的な観光戦略の推進や観光ビジネスへのチャレンジを促す取り組みを行い、観光産業の基幹産業化を目指します。

第3に、地域を支え次代を担う人材確保・育成です。

県内有効求人倍率は、全国水準を上回る高い水準が続き、人手不足が深刻となっております。熊本の復興と発展を支える人材確保に向けて、若者の県内就職促進に取り組む企業を支援するとともに、UIJターンの取り組みを強化してまいります。

第4に、空港・港の機能向上によるアジアに開くゲートウェイ化です。

クルーズ船については、八代港の国際クルーズ拠点の整備も見据え、誘致活動に力を入れるとともに、寄港地である八代港の魅力向上のための取り組み等を行い、寄港数の増加と県内各地への経済効果の波及を目指します。

最後に、世界と熊本をつなぐヒト・モノの流れの創出です。

4月から新たな在留資格が施行されることとなり、人材確保に苦慮している本県産業界においては、外国人材の受け入れを希望する企業等の増加が見込まれます。

外国人材が働きやすく、活躍できる環境を整備するため、言葉の壁の解決に取り組む受け入れ企業や受け入れ体制の整備を図る経済団体等へ支援してまいります。

また、世界とつながるグローバルな人材育成等のため、若者のアウトバウンド推進にも

取り組みます。

以上が平成31年度当初予算の主な内容でございます。

このほか、複数年度にまたがる業務委託等に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、条例等議案ですが、熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定などについて御提案しております。

また、議案以外のその他報告といたしまして、グループ補助金に係るフォローアップ調査結果について御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○中川総括審議員 商工政策課でございます。

説明資料の44ページをお開きください。

1段目、労政総務費でございますが、新規学卒者の県内就職促進のためのPR経費でございます。

2段目、商業総務費でございます。

まず、1、職員給与費につきましては、商工政策課及び福岡事務所分の職員給でございます。

次に、2、商業指導費につきましては、主な事業といたしまして、(1)BCP策定等推進事業は、県内中小企業の事業継続計画、いわゆるBCPの策定に向けた取り組みを支援するための経費でございます。(2)地域活性化雇用創造プロジェクト事業は、事業者向けの人材育成や事業者と求職者のマッチング支援等の経費でございます。

45ページをお願いいたします。

中段の大阪事務所費及び下段の福岡事務所費でございますが、大阪事務所の職員給、福

岡事務所の市町村派遣職員人件費負担金及び両事務所の管理運営等に要する経費でございます。

商工政策課といたしましては、2億9,497万円余をお願いしております。

なお、職員給与費及び他自治体からの派遣職員負担金につきましては、各課共通の事項でございますので、各課長からの説明は省略させていただきます。

商工政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

説明資料の46ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

主なものにつきまして説明させていただきます。

商業総務費につきまして、1億928万円余をお願いしております。

右の説明欄でございますが、(2)商店街にぎわい創出事業は、商店街の活性化の取り組みを支援するハード整備やソフト事業等の経費でございます。

次に、中小企業振興費につきまして、459億7,800万円余をお願いしております。

右側の説明欄でございますが、2、金融対策費の中小企業金融総合支援事業は、中小企業向け制度融資に係る貸付原資、保証料補助等に要する経費でございます。

新規融資枠は、熊本地震関連分150億円を含め、420億円を確保しております。

なお、これから地震関係融資分の償還が本格化し、資金繰りの悪化が懸念されますので、新たに資金繰り安定借りかえ資金を創設することとしております。

次に、47ページをお願いいたします。

3の(1)組織化指導費補助は、中小企業団体中央会に対する人件費、事業費の補助、4の運輸事業振興助成費は、軽油引取税の収入

額に応じて交付される熊本県トラック協会に対する補助でございます。

おめくりいただいて48ページをお願いいたします。

一番上の(3)小規模企業等生産性向上推進事業は、生産性向上のためのセミナー開催等の経費、(4)事業承継加速化推進事業は、中小企業の円滑な事業承継の推進に向けた啓発や支援体制構築等に要する経費でございます。また、新規事業の(5)小規模事業者復興支援コーディネート事業は、経営課題を有する被災事業者等に対し、専門家が行う総合的支援等に要する経費でございます。

6の(1)商工会・商工会議所・商工会連合会補助は、商工会等に対する人件費、事業費の補助でございます。

震災からの着実な復興と事業承継問題などの政策的課題を集中的に支援するため、専門性等スキルの高い特任経営指導員を商工会連合会で広域的に配置するなど、2年間で13人を配置する計画とし、そのうち来年度は8人の配置を予定しております。

また、新規事業の(2)くまもと型小規模事業者経営発展支援事業は、いわゆる県版の持続化補助金でございまして、販路開拓や生産性向上の取り組みを行う小規模事業者に対する助成でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

商工施設災害復旧費について、1億9,400万円余をお願いしております。

右の説明欄でございますが、グループ補助金申請受け付け等に係る業務委託のほか、補助事業者に対する経営支援等に要する経費でございます。

以上、一般会計で462億8,100万円余をお願いしております。

おめくりいただいて50ページをお願いいたします。

ここからは、中小企業振興資金特別会計でございます。

中小企業振興資金助成費について、2,545万円余をお願いしております。

右の説明欄でございますが、1の高度化資金貸付金は、2件の貸し付けを予定しております。

また、2で事務費、3で国庫支出金返納金を計上しております。

下段の元金から次の51ページにかけましては、事業者からの償還に応じて、中小企業基盤整備機構への償還や県負担分を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、特別会計で9億1,100万円余をお願いしており、一般会計と合わせました課の合計は、471億9,300万円余となります。

おめくりいただいて52ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

いずれも継続事業でございまして、上段で、中小企業対策融資に係る損失補償、下段で、中小企業協同組合等の設備投資促進に係る利子助成をお願いしております。

少し飛びまして86ページをお願いいたします。

議案第107号、権利の放棄についてでございます。

こちらは、中小企業振興資金の貸付債権につきまして、権利の放棄を行うものでございます。

87ページ、88ページの概要で説明させていただきます。

今回の放棄案件は、熊本市で印刷業を営んでおりました法人に対する貸付債権でございます。

貸し付けは2件ございまして、(4)に貸し付けの概要を記載しておりますが、昭和59年4月に1億2,480万円、平成元年5月に1億2,374万円を貸し付けております。

(5)放棄する額等としましては、合計3,320万円余及び未償還元金に係る違約金の請求権、その内訳は(6)のとおりとなります。

債務者及び連帯保証人の状況は、おめくり
いただいて88ページの(9)に記載しております
ますが、当該法人は、貸し付け後に資金繰りが
徐々に悪化し、平成18年には銀行取引停止と
なり、事実上の廃業に至っております。

また、連帯保証人は、6名中4名が死亡、
御存命の2名のうち1名は破産免責が確定
し、ほかの1名も年金収入のみという状況で
あり、返済する資力がないものと判断されま
す。

2の権利の放棄を行う理由といたしまして
は、貸付法人が事業を休止し、差し押さえる
財産がなく、連帯保証人の死亡、相続人の不
存在、破産、著しい生活の困窮により、県の
債権放棄基準に該当し、任意交渉及び強制執
行の手段によっても債権回収は不可能と認め
られることから、権利の放棄を行うものでご
ざいます。

平成28年度の決算特別委員会委員長報告に
おきまして、貸付金の回収に当たっては、県
民負担の公平性の観点とともに、回収額と回
収に要するコストとの費用対効果の観点をあ
わせて考慮すべきと考えたとの意見をいただ
いており、その意見も踏まえて、昨年2月議
会において、2件の債権放棄について提案
し、議決をいただいております。

今後も、相当の徴収努力を行ってもなお回
収が不可能な案件につきましては、県の債権
放棄基準に基づく放棄を行うことで、債権回
収の見込みがある案件に注力してまいりま
す。

説明は以上でございます。御審議のほどよ
ろしく願います。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課で
ございます。

お戻りいただきまして資料の53ページをお
願います。

まず、労政総務費ですが、2億8,398万円
余をお願いしております。

主な事業を御説明いたします。

説明欄の2、労政諸費の(1)労働局との一
体的実施事業です。

これは、水道町の交差点近くに熊本労働局
と同じ場所に入居し——しごと相談・支援セ
ンター、通常くまジョブです。これを設置し
て、ハローワークの職業紹介と一体となっ
て、キャリアカウンセリングから職業相談、
就職後の支援など、労働関連サービスをワン
ストップで提供しております。その施設の運
営及び相談員人件費などに係る経費でござい
ます。

続いて、(2)「くまもとではたらく」若者
の県内定着促進事業です。

この事業は、熊本へのU I Jターンを希望
される方や県外から人材を求める県内企業に
対する相談窓口を、現在、東京と熊本に設置
しております。来年度、大阪と福岡にも窓口
を設置する予定であり、その運営及び拡充に
要する経費です。

また、首都圏から熊本への移住・就職促進
のためのマッチングサイトの構築などに要す
る経費でもあります。企画振興部の地域振興
課と連携して、来年度から実施する首都圏か
らの移住者に対する支援金の助成を行う際の
求人情報をこのサイトに掲載し、本県への移
住やUターンなどを支援するものでございま
す。

続いて、(3)若者の県内就労促進企業支援
事業です。

この事業は、就職において、県外へ流出が
多い工業高校生を中心に、県内企業への就職
を促進するため、インターンシップの受け入
れや社員寮の整備に取り組む企業への助成を
行うものです。

次に、54ページをお願いします。

中段の労働福祉費で662万円余をお願いし
ております。

主な事業としまして、説明欄の1、労働福
祉費の働きやすい職場改善促進事業です。

これは、働き方改革の事例集の作成やセミナーの開催、職場環境の改善に取り組む企業への講師派遣やワーク・ライフ・バランス推進のための啓発事業などに要する経費でございます。

次に、下段の職業訓練総務費で3億1,685万円余をお願いしております。

主な事業として、まず、説明欄の2の(1)熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業です。

これは、熊本市南区幸田にございます高等技術専門校の建物が全体的に老朽化していることから、現地での再整備を行うとともに、技能検定の試験会場として、仮称でございますが、技能振興センターの整備を行うに当たっての基本構想の策定などに要する経費でございます。

高等技術専門校の訓練の充実とともに、技能振興センターの整備により、技能検定の安定的な実施や在職者訓練の充実など、技能士の人材育成拠点として機能の充実を図ってまいります。

続いて、55ページの説明欄の一番上段の事業、(2)外国人材活躍促進支援事業です。

これは、熊本で働く外国人が、働きやすい、活躍できる就労環境を整えるため、企業の実習生担当者に対し、日本語教育の充実に向けた取り組みを行うほか、外国人が働いている企業へ訪問して定着支援などを行うコーディネーターを設置するなど、受け入れ環境整備を図る経済団体などへの助成を行うものでございます。

続いて、説明欄の3、認定訓練実施事業です。

これは、職業訓練法人など民間で行っております在職者を対象とした職業訓練に対する運営費や施設整備費の助成などに要する経費でございます。

続いて、4、技能向上対策費の(2)みらいの技能士育成ステップ事業です。

これは、若者に対し、技能士の震災後の復旧における活躍、社会生活の中での技能士の役割や貢献、卓越した技能の魅力などについて理解を促し、技能士への就労へ導くことを目的として、中高生対象の技能体験活動に要する経費や人材育成に取り組む技能団体への助成を行うものでございます。

次に、56ページをお願いします。

上段の職業能力開発校費ですが、8億6,418万円余をお願いしております。

主な事業としまして、説明欄の3、職業能力開発事業費の(2)離職者訓練事業です。

これは、民間の専門学校やパソコン教室などの教育訓練機関に委託して実施する離職者を対象とした職業訓練に係る経費で、5億9,700万円余を計上しております。なお、この事業は、全額国庫からの委託事業でございます。

次に、下段の技術短期大学校費ですが、4億4,225万円余をお願いしております。

主な事業としまして、57ページをお願いします。

説明欄の2の(2)技術短期大学校教育対策事業ですが、これは技術短期大学校の各種機器の整備などに要する経費でございます。

次に、下段の失業対策総務費で1億9,928万円余をお願いしております。

主な事業といたしまして、まず、説明欄の(1)障害者就業・生活支援センター事業です。

これは、障害者の就労支援と生活支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターの設置に要する経費でございます。障害者を取り巻く環境変化に対応し、就労促進を図るための相談など、支援事業に要する経費でございます。

続いて、58ページをお願いします。

説明欄の(3)熊本県ブライツ企業推進事業ですが、これは、働く人が生き生きと輝き、安心して働き続けられる企業であるブライツ

企業の認定に係る経費や、ブライト企業の普及啓発、県内企業の労働環境や処遇の向上を図るためのセミナーの開催などに要する経費でございます。

以上、労働雇用創生課全体で21億1,318万7,000円をお願いしております。

続きまして、59ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の障がい者訓練委託業務、下段の離職者訓練等委託業務です。

両事業とも、民間に委託して実施する職業訓練で、国庫委託事業でございます。

一部の訓練については、平成32年の2月から平成32年度の2カ年にわたる訓練となることから、複数年度にわたる契約を結ぶため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、条例等議案でございます。

おめくりいただきまして89ページをお願いします。

89ページの議案第95号は、一般財団法人熊本テルサに対する減額貸し付けです。

また、91ページの議案第96号において、一般財団法人火の国ハイツに対する減額貸し付けをお願いしております。

90ページの減額貸し付けの概要をお願いします。

熊本テルサ及び火の国ハイツに対する貸し付けのいずれの議案も、平成26年2月議会で御承認いただき、現在、土地など県の財産を減額して貸し付けを行っている施設でございます。

この貸付期間が、ことしの3月31日までとなっておりまして、(5)の貸付期間については、これまでに引き続き、平成36年3月31日までの5年間の更新をお願いするものでございます。

減額貸し付けの概要でございます。

(6)摘要にありますように、熊本勤労者総合福祉センター、熊本テルサの建物が設置し

ている土地のうち、一般財団法人熊本テルサの建物の持ち分である約6割に相当する面積、約3,240平米を有償とし、残りの土地、建物、車庫を無償とするものでございます。

次に、92ページをお願いします。

火の国ハイツについてです。

(5)貸付期間につきましては、熊本テルサと同様に、平成36年3月末までの5年間、貸し付けの概要につきましては、(6)摘要に記載しておりますように、火の国ハイツ所有の建物及び工作物が設置している部分の土地を有償とし、それ以外の土地について無償とするものでございます。

熊本テルサ、火の国ハイツ、いずれの施設も、勤労者に対する教養、文化、研修の場や宿泊機能の提供など、勤労者の福祉の向上に寄与する事業を行っておりまして、公共的な目的を有する施設であることから、今回、減額の貸し付けの継続をお願いするものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○末藤産業支援課長 産業支援課でございます。

資料60ページをお願いいたします。

まず、表上段の農業総務費です。4,244万円余をお願いしております。

産業技術センターの食品加工技術室の運営管理や研究開発等に要する経費でございます。

次に、表下段の工鉱業振興費です。8億9,717万円余をお願いしております。

主な事業について御説明します。61ページをお願いします。

(2)産業振興ビジョン推進事業です。2,501万円余をお願いしております。

県内の産業振興の方向性を定めた産業振興ビジョンに基づき、その進捗評価を行う委員会の設置や重点産業分野ごとの推進団体の事

業に要する経費でございます。

なお、産業振興ビジョンの取り組み期間は2020年までとなっております、次期ビジョン策定に向けた調査費用等を新たに計上しております。

次に、(3)地場企業立地促進費補助です。4億5,098万円余をお願いしております。

県内に工場等を新・増設する地場企業に対する助成事業でございます。

次に、(7)地域未来投資促進事業です。1億8,285万円余をお願いしております。

地域未来投資促進法に基づき、県経済を牽引し、高い先進性と県内のほかの企業等への十分な経済的波及効果が見込める県内企業等の投資への助成に要する経費でございます。

62ページをお願いします。

表上段の計量検定費です。4,511万円余をお願いしております。

これは、産業技術センター計量検定室の運営管理やタクシメーターなど、計量法に基づく計量器の検定、検査などに要する経費でございます。

次に、表下段の産業技術センター費です。6億2,429万円余をお願いしております。

まず、2の管理運営費ですが、産業技術センターの運営管理や試験研究機器の修繕等に要する経費について、7,247万円余をお願いしております。

63ページをお願いします。

3の試験研究費ですが、1億8,791万円余をお願いしております。いずれも研究開発に要する経費でございます。

(1)新規外部資金活用事業は、国や企業などの外部資金を活用して行う試験研究に要する経費でございます、国等に採択された場合の最大の金額を計上しており、1億6,737万円をお願いしております。

次に、4の技術指導事業費です。6,417万円余をお願いしております。

(2)の一般支援事業は、競輪補助事業を活

用して、依頼分析、試験研究に必要な試験研究機器の導入に要する経費でございます。

64ページをお願いいたします。

新事業創出促進費です。6,560万円余をお願いしております。

主な事業について御説明します。

(5)雇用創造連携型商品開発・販路拡大支援事業です。2,539万円余をお願いしております。

厚生労働省の地域活性化雇用創造プロジェクト事業を活用して取り組むもので、正規雇用の創出が見込まれる商品開発、販路拡大の取り組みに対する助成事業でございます。

65ページをお願いいたします。

産業支援課は、当初予算、18億4,040万円余を計上してございます。

引き続き、93ページをお願いいたします。

産業技術センター条例の一部を改正する条例です。

産業技術センターでは、中小企業の技術力の強化のため、3Dプリンターやマシニングセンタなど、計197の機器を開放し、県内外の企業に利用していただいております。

今回の改正は、研究機器の新規導入や熊本地震による故障、経年劣化等により研究機器を買い換え、廃棄したことなどに伴い、項目及び単価の見直しを行うとともに、消費税法の改正に伴う規定の整備を行ったものです。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

恐れ入りますが、説明資料66ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

主な事業を中心に説明させていただきます。

まず、計画調査費でございます。

右側説明欄、エネルギー対策費として8,789万円余をお願いしております。

(1) 電源立地地域対策交付金事業は、水力発電所のある電源立地市町村に対する国からの交付金の交付や事業の検査、指導等に要する経費でございます。

下段の工鉱業振興費では、6,109万円余をお願いしております。

右側説明欄1、工業振興費におきまして1,471万円余をお願いしております。

(1)の新規事業、メガソーラー等対策事業につきましては、太陽光発電事業者が適切な維持管理を行う環境整備を図るため、保守点検事業者の育成等に要する経費でございます。

次に、67ページをお願いいたします。

説明欄の(3)熊本県総合エネルギー計画推進事業につきましては、県総合エネルギー計画の改定のための調査検討及び外部検討委員会の開催等に要する経費でございます。

続いて、2、鉱業振興費として4,638万円をお願いしております。

(1)採石指導取締・採石業等育成増進事業は、採石場の指導監督の強化と採石業者の研修会の開催等に要する経費でございます。

(2)阿蘇採石場防災対策事業は、終掘した阿蘇採石場について、防災上の観点から実施する排水路工事等に要する経費でございます。

次に、下段の新事業創出促進費につきましては、324万円余をお願いしております。県民発電所の認証及び設置促進等に要する経費でございます。

以上、エネルギー政策課は、合計2億5,109万円余を計上しております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の68ページをお開きください。

まず、一般会計でございます。

上段の中小企業振興費ですが、2億5,281万円をお願いしております。

説明欄、中小企業振興指導事業費に産業支援サービス業等集積促進事業を計上しておりますが、これは、IT企業を初めとする産業支援サービス業等の誘致に要する経費や補助金等をお願いするものでございます。

新年度からは、サテライトオフィスのさらなる誘致に向け、人口減少市町村に立地する企業を対象に要件緩和を行います。

次に、下の段の工鉱業総務費ですが、40億3,970万円余を計上しております。

説明欄の2、企業誘致促進対策事業費に、企業誘致に要する経費として8つの事業を計上しております。

主なものを説明いたします。69ページの説明欄をごらんください。

(3)企業立地促進費補助は、誘致企業が事業所等の新設、増設による設備投資、新規雇用に対する補助を行いますが、新年度からは、新規の大規模立地企業を誘致するため、補助制度の拡充などを行います。

次に、(5)新規事業の熊本型人財マッチングプラットフォーム事業でございますが、これは、誘致企業を初めとする地域企業向けに、地元人材と企業とのマッチングを目的とした民間の求人サイトの開設、運営を補助するものでございます。国の地方創生推進交付金の活用を予定しております。

次に、その下の(6)戦略的ポートセールス推進事業ですが、これは、熊本港及び八代港のポートセールスに要する経費でございます。

新年度からは、国際新規航路を開設する船会社に対しまして、経費の一部を補助する制度を新たに創設いたします。

次に、その下の(7)国際コンテナ利用拡大助成事業ですが、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を行い、利用拡大を図るための経費でございます。

70ページをお開きください。

一番上の段の説明欄(8)市町村施設整備促

進事業ですが、これは、市町村がサテライトオフィス等の受け皿となる施設改修工事等を行う場合に、その費用の一部を補助するものでございます。また、市町村が工業団地整備の事前調査等を行う場合の補助も含んでおります。

その下の段の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰出金3億2,988万円余でございますが、これは、元金償還に充当するための特別会計への繰出金でございます。

最下段の一般会計計欄をごらんください。

一般会計全体では、46億2,240万円をお願いしております。

次に、71ページをお開きください。

次に、特別会計です。

まず、港湾整備事業特別会計でございます。説明欄をごらんください。

ポートセールス推進事業費として、熊本港及び八代港利用促進を図るための活動費と、それぞれの協議会運営に要する経費を計上しております。

一番下の特別会計の計の欄をごらんください。

380万円余をお願いしております。

次に、72ページをお開きください。

臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

八代、有明のそれぞれの臨海工業用地の除草等の管理と分譲のための広報等に要する経費でございます。

計欄をごらんください。

合計で2,205万円余を計上しております。

次に、73ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計です。

この特別会計は、菊池テクノパーク等の内陸工業団地の分譲促進に要する経費及び管理費等でございます。

74ページをお開きください。

3段目からの元金とその下の段の利子でござ

いますが、臨空テクノパーク及び菊池テクノパーク建設に係る起債償還に要する経費でございます。

75ページをお願いいたします。

2段目、一般会計繰出金1,940万円余ですが、説明欄をごらんください。

これは、城南工業団地及び白岩産業団地に係る一般会計貸付金のための償還のための繰出金です。

一番下の段の計をごらんください。

高度基盤整備特別会計では、合計で4億443万円余を計上しております。

以上、企業立地課といたしましては、一般会計、特別会計と合わせまして総額で50億5,269万円余を計上いたしております。

次に、76ページをお開きください。

債務負担行為として、企業立地促進費補助をお願いしております。

これは、補助金交付額が多額のものについては、補助金を分割して交付しております。それに係る平成32年度から35年度までの債務負担、12億円をお願いするものでございます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の77ページをお願いいたします。

主なものについて説明させていただきます。

まず、商業総務費として1億3,695万円余をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の物産振興費といたしまして、4,539万円余を計上させていただいております。

(2)新規事業、KUMAMOTO産品PR・販路拡大事業ですが、国際スポーツ大会のファンゾーン等での県産品の展示販売や販路拡大等に要する経費でございます。

(3)、これも新規事業、くまもとで乾杯！県産酒推進事業です。乾杯条例を県民等に周知するとともに、国際スポーツ大会等の機会を捉え、県産酒愛飲の機運醸成を図り、国内外から訪れる観光客等に県産品を広くPRするための経費でございます。

次に、2の伝統工芸振興費といたしまして9,156万円を計上させていただいております。

(2)の新規事業、新たな工芸品需要開拓事業ですが、ふるさと納税の返礼品等に活用できる新たなアイデア等による工芸品開発に取り組むものでございます。

78ページをお願いいたします。

2段目の観光費で、8億5,584万円余をお願いしております。

説明欄をごらんください。

2の観光客誘致対策費といたしまして、5億9,305万円余を計上させていただいております。

(1)新規事業、国内観光活性化フォーラム開催支援事業ですが、これは、2020年2月に、熊本城ホールにおいて、約3,000名規模で開催されます全国旅行業協会主催の全国フォーラムへの助成に要する経費でございます。

(2)新規事業、「祭りアイランド九州」負担金ですが、これは、ことしの9月28日から29日にかけて、熊本市の中心市街地に30を超える九州、山口の祭りを一堂に集め、ラグビーワールドカップ等で九州を訪れた外国人観光客を中心に、熊本に取り込むための経費でございます。

(3)これも新規事業で、国際スポーツイベントに係るイベント民泊事業ですが、国際スポーツ大会及び今説明しました祭りアイランド九州の開催期間が、観光行楽シーズンと重なっておりますので、宿泊施設の不足する事態が想定されます。その対策として行いますイベント民泊に要する経費でございます。

79ページをお願いいたします。

(5)新規事業で、観光ビジネスチャレンジ支援事業です。これは、従来の観光事業者に加えまして、幅広い分野から観光事業への参入を促しながら、新しい観光ビジネスへのチャレンジを後押しするための経費でございます。

(6)新規事業で、デジタルマーケティング事業ですが、これは、スマートフォンの普及による旅行者の情報収集手段の変化を踏まえて、これまでのパンフレット中心からウェブを活用したPR展開に重心を移し、ターゲットを絞った発信と効果検証・分析を行うPDCAサイクルを回すことによって、プロモーションの効率を上げていこうとするものでございます。

(7)熊本地震復興観光拠点整備等推進事業ですが、ことしの7月から9月にかけて開催します熊本デスティネーションキャンペーンの開催、それから、阿蘇地域の観光産業の復興に向けた取り組み等について、熊本地震復興基金を活用して取り組むものでございます。

80ページをお願いいたします。

2段目、下段のほうの商工施設災害復旧費といたしまして7億9,861万円余をお願いしております。これは、熊本地震で被災しましたグランメッセ熊本の屋根や外壁等の復旧工事に要する経費でございます。

以上、観光物産課の当初予算といたしまして、合計17億9,249万円余をお願いしております。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○波村国際課長 国際課でございます。

資料の81ページをお願いいたします。

2段目の諸費につきましては、1億3,592万円余の予算を計上しております。

右の説明欄をごらんください。主なものにつきまして説明させていただきます。

3の国際交流推進費につきまして、(1)は、友好提携先である中国・広西壮族自治区等との友好交流に要する経費でございます。(2)は、自治体国際化協会CLAIRに対する負担金や国際交流団体に対する助成でございます。

82ページをお願いいたします。

(5)でございますけれども、グローバル人材の育成のため、パスポートを新規取得して海外へ行く若者等に対して助成を行うこととしております。

続きまして、4の(2)旅券発給事務費は、旅券の審査、作成事務の委託や市町村との書類の移送等に要する経費でございます。

83ページをお願いいたします。

6のJETプログラム事業費は、国際交流員の配置に要する経費でございます。

2段目の農業総務費につきましては、ブランド確立・販路対策費として1,659万円余の予算を計上しております。これは、シンガポールに設置しております熊本県アジア事務所の運営に関する経費でございます。

続きまして、3段目の商業総務費につきましては、貿易振興費として1億241万円余の予算を計上しております。

主なものといたしまして、(1)は、ジェトロ及び県貿易協会に対する負担金、(2)の事業は、熊本県上海事務所の運営に要する経費、(3)の事業は、海外展開推進員や海外ビジネスアドバイザーなど、貿易実務や語学力の経験とスキルを要する民間人材の設置に関する経費でございます。

84ページをお願いいたします。

(4)は、中国、台湾、香港、ASEAN諸国との経済交流の促進や企業商品のブラッシュアップなど、県内企業の海外展開の支援に要する経費でございます。(5)は、海外展開を行う県内企業に対し、最初の一步を後押しするための助成でございます。(6)は、厚生労働省の事業を活用し、海外展開により雇用

創出が見込まれる取り組みを実施する企業への助成でございます。

続きまして、2段目の観光費でございますけれども、観光客誘致対策費として1億5,923万円余の予算を計上しております。

主なものといたしまして、(1)は、外国人観光客の誘客対策や外国人観光客の動向調査に要する経費でございます。

続きまして、85ページをお願いいたします。

(3)は、国際スポーツ大会を契機に、欧米、豪州からの観光誘客につなげるため、海外メディアや旅行エージェントの招請、現地博覧会等への出展に要する経費でございます。(5)の事業は、県内の観光施設や宿泊施設等のスタッフと外国人観光客のコミュニケーションを電話でサポートする多言語コールセンターの運営に要する経費でございます。

(6)は、クルーズ船観光客の安全かつ円滑な受け入れに要する経費、(7)の事業は、クルーズ船誘致やツアー造成並びに寄港地の魅力向上に要する経費でございます。

以上、国際課、合計5億6,615万円余をお願いしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○橋口海平委員長 次に、国際スポーツ大会推進部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

小原国際スポーツ大会推進部長。

○小原国際スポーツ大会推進部長 国際スポーツ大会推進部の議案の説明に先立ちまして、最近の取り組み状況について御説明申し上げます。

今月3日に、2019国際スポーツ大会を盛り上げる会設立の会が開催されました。

この会は、熊本県ラグビー協会、熊本県ハンドボール協会と熊本商工会議所や熊本経済

同友会等の経済団体が発起人となって、ラグビーワールドカップと女子ハンドボール世界選手権大会の成功に向け、オール熊本での盛り上げを図るために発足された応援組織です。

設立の会には、県内のスポーツや経済界等の関係者を中心として、300人以上の方々が参加され、盛会となりました。

これを機に、経済界との連携を強化し、大会の盛り上げにさらに弾みをつけてまいります。

また、現在、両大会のチケットが販売されています。

ラグビーについては、熊本で開催される2試合のチケットについて、早期に完売できるよう取り組んでいるところです。

ハンドボールについても、第2弾として、オフィシャルサイトで先行先着販売を開始しており、販売促進に取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要について説明いたします。

今回提案しておりますのは、平成31年度当初予算の1件でございます。

当部では、いよいよ本番を迎えるラグビーワールドカップと女子ハンドボール世界選手権大会の成功などに向け、総額31億1,900万円余の予算を計上しております。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○寺野政策審議監 国際スポーツ大会推進課でございます。

委員会説明資料の96ページをお願いいたします。

右の欄の説明欄をごらんください。

まず、1は、職員32人分の給与費でござい

ます。

次に、2の観光客誘致対策費としまして28億5,271万円余をお願いしております。

このうち、(1)の2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業には、20億6,521万円余を計上しております。これは、11月から12月にかけて開催される大会の運営費、大会会場となるパークドーム熊本や県立総合体育館の整備費のほか、大会周知や機運醸成のためのプロモーション活動などに要する経費でございます。

(2)のラグビーワールドカップ2019推進事業には、6億6,629万円余を計上しております。これは、10月6日と13日に開催されます大会の運営費のほか、大会周知や機運醸成のためのプロモーション活動などに要する経費でございます。

(3)のオリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業には、8,510万円余を計上しております。事前キャンプ地の活動に要する経費や聖火リレーの準備に要する経費でございます。

最後に、(4)の国際スポーツ推進事業としまして3,609万円余を計上しております。大会運営に係る事務局経費や国際交流員配置などに必要な経費でございます。

以上、合計31億1,990万円をお願いしております。

国際スポーツ大会推進課は以上でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○橋口海平委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

原企業局長。

○原企業局長 企業局です。

議案の説明に先立ちまして、企業局が所管しております3事業の最近の経営状況等につ

いて御報告いたします。

まず、電気事業では、現在、市房、緑川の4主力発電所のリニューアル事業に取り組んでいるところですが、市房発電所につきましては、来年度中に現地工事を完了して発電を再開し、緑川発電所につきましても、来年度中には現地工事に着手する予定です。

また、平成29年度末でダム本体の撤去工事を完了しました荒瀬ダム撤去事業につきましては、6年間にわたりました工事の記録書を今年度内に完成させるとともに、平成31年度まで継続して実施しております環境モニタリング調査の結果を来年度末までには取りまとめる予定です。

次に、工業用水道事業ですが、老朽化した設備の更新や、関係市町や庁内企業誘致部門と連携した水需要の開拓に取り組むとともに、経費節減等に効果があるとの調査結果を踏まえて、今後、コンセッションの導入に向けた手続を進めることとしております。

有料駐車場事業につきましては、平成28年度から指定管理者制度へ移行し、安定した経営を維持しているところですが、来年度は、県政への貢献として、有料駐車場事業の利益剰余金の一部を一般会計に繰り出す予定としております。

また、現在、企業局の経営方針を定める経営基本計画の改定作業に着手しておりますが、有識者の知見を活用するため、企業局としては初めてとなる外部委員会を設置し、3月15日に第1回目の委員会を開催することとしております。

それでは、今回御提案申し上げております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、平成31年度熊本県電気事業会計予算など、予算関係3議案です。

電気、工業用水道及び有料駐車場の3事業の当初予算は、収益的収支と資本的収支を合

わせた支出予算総額が、対前年度比90億8,300万円余増の169億4,100万円余でございます。

このほか、電気事業において、設備更新工事等に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

また、その他報告事項として、工業用水道事業におけるコンセッション導入の検討状況について御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○西浦総務経営課長 総務経営課でございます。

企業局における当初予算案の内容について御説明いたします。

説明資料の98ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入は、16億3,300万円余でございます。電力料金収入13億7,800万円余のほか、受け入れ利息等となっております。

前年度と比較しまして増額となっておりますのは、現在取り組んでおります市房及び緑川発電所のリニューアル事業のうち、現在、工事のため発電を停止しております市房第一・第二発電所が、来年度中に工事を終え、発電を再開することによる電力料金収入の増でございます。

収益的支出につきましては、72億3,600万円余でございます。

内訳は、事業ごとの職員給与費、維持運営費等のほか、発電所のリニューアル工事を行っている町村へ、地元貢献費用として新たに普及開発関係費に3,000万円余、荒瀬ダム撤去後の八代市坂本町の地域振興を図るために、八代市が実施するボートハウス等整備事

業への負担金として6,300万円余、荒瀬ダム仮勘定精算等として55億5,000万円余でございます。

この精算等による支出予算は、荒瀬ダム撤去工事が本格化しました平成24年度から、関連事業が完了する平成31年度までに、資産の部の仮勘定として計上した費用を精算するために52億9,900万円余、また、市房発電所のリニューアル事業に伴う除却損として2億5,100万円余を計上しております。

これらにより、帳簿上は多額の赤字が発生することになりますが、資金の支出は伴わないことから、経営面への影響はございません。

損益につきましては、仮勘定等精算によりまして56億200万円余の損失を見込んでおります。

次に、99ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

建設改良費は、債務負担行為設定により、契約済みの工事を含めて、66億2,600万円余を計上しております。

主な内容としては、市房・緑川発電所のリニューアル事業、荒瀬ダム本体撤去後も継続して実施しております環境モニタリングなどでございます。

なお、建設改良費に係る財源内訳につきましては、水力発電設備と建設改良費につきまして、企業債による借入れを60億800万円、荒瀬ダム撤去関連につきましては、交付金1億3,100万円余を見込んでおり、その他は内部留保資金で対応いたします。

このほか、企業債の元金償還金や他会計への繰出金などを合わせ、資本的支出の合計で70億5,300万円余を計上しております。

次に、100ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入は、11億2,300万円余でございます。

内訳は、有明、八代、苓北の各工業用水道事業の給水収益4億8,900万円余のほか、施設を共有している福岡県等からの受託管理収益、一般会計からの補助金及び長期前受け金戻入等となっております。

支出は、11億9,100万円余でございます。

内訳は、維持運営費等でございます。

損益につきましては、6,800万円余の損失を見込んでおります。

続いて、101ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

長期的な視点を踏まえましたアセットマネジメントに基づく施設更新計画に沿って、建設改良費として予備発電機等の更新など、合計3億1,700万円余を計上しております。

このほか、企業債の元金償還金、長期借入金償還金、予備費を合わせまして、合計11億7,300万円余を計上しております。

102ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入は1億2,900万円余で、内訳は、指定管理者からの納付金収入1億2,200万円余などを見込んでおります。

支出は8,600万円余で、内訳は、維持運営費、減価償却費等でございます。

昨年と比べ増額となっておりますが、これは立体駐車場の外壁改修工事に2,900万円余を計上したことによるものです。

損益につきましては、4,300万円余の利益を見込んでおります。

資本的支出でございますが、一般会計への繰出金として2億円を計上しております。

これは、平成31年度から、企業局の県政貢献として、県民総幸福量の最大化につながるよう、有料駐車場事業の利益の一部を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、103ページをお願いいたします。

電気事業会計の債務負担行為の設定でございます。

複数年にわたるリース契約や1年以上の工期を要する工事などにより、平成32年度または33年度まで債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

企業局は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○橋口海平委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

松岡労働委員会事務局長。

○松岡労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております平成31年度当初予算について説明をいたします。

資料のほうは104ページをお願いいたします。最後のページでございます。

当委員会の予算は、委員会費と事務局費で構成をされております。

まず、委員会費についてでございますが、15名の委員報酬2,662万4,000円を計上いたしております。

次に、事務局費についてでございますが、事務局職員に係る職員給与費6,985万5,000円及び労使紛争の審査、調整、あっせん等を行うための運営費532万8,000円を計上いたしております。

以上によりまして、当委員会の予算総額は、1億180万7,000円となっております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午後0時3分休憩

午後1時3分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中で商工観光労働部、国際スポーツ大会推進部、企業局及び労働委員会の説明が終了しましたので、議案について、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、課名と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○岩田智子委員 55ページです。新規事業で、外国人材活躍促進支援事業1,726万ということで、受け入れる企業への助成なんですよ。その内容というか、ちょっと詳しく教えていただきたいのと、私、この前の質問でも、女性の働きやすい観点から、3つの観点である企業を押ししたいというふうに話をしましたけれども、何か取り組みに向けての女性活躍みたいな観点でのセミナーとか、そういうものはあるのでしょうか。まあ、そういうのはもう会社にお任せなのか、そういうところも含めてお聞きしたいです。

○石元労働雇用創生課長 55ページの……

○岩田智子委員 済みません、女性じゃなくて、委員長済みません、外国人材の——済みません、女性のことは別でした。

これは、担当者として、そのコーディネーターの係を入れるというふうにさっきおっしゃいましたけれども、外国人材の人権とかいろんな問題があつて、人のことを何か物のように、労働力、労働の担当者というか、人みたいに受け入れないというような事件が多発しているので、これからどんどんふえていくので、その中身についてお聞かせください。済みません、ちょっと女性のブライツ企業と一緒に、ごっちゃになって済みません。

○石元労働雇用創生課長 55ページの外国人材活躍促進事業の内容に関してまず御説明をしたいと思います。

この事業は、外国人材が働きやすい、活躍できる環境整備をするため、言葉の壁の解決に取り組む企業、受け入れ企業さんや受け入れ環境の整備を図る経済団体への支援を行う事業で、来年度新たに開設するものです。

具体的内容といたしましては、日本語の教え方講習という形で、技能実習生の受け入れ企業には、実習生担当者、実習先企業ごとに生活指導員等を選任しなければいけないという制度になっております。ですので、受け入れ企業には必ずそういった支援者がいらっしやいますので、その方々に対して、易しい日本語の使い方とか、コミュニケーションのとり方とか、文化理解の必要性を習得してもらうための講習会というものを開催しております。熊本市の国際交流振興事業団等の専門的などところに委託して、現在のところ実施しようということを考えております。

また、経済団体等への支援ということで、これは、外国人材とのマッチングとかコーディネーター等を設置する経済団体に対して、2分の1の助成という形で支援を行うものでございます。

また、企業が外国人労働者の日本語のスキル取得なんかの向上に向けた助成を行う場合には、その助成を行う企業に対して、県から助成を一部補助しようというような事業も、この事業の中に盛り込んでおります。

それと、外国人材の人権の関係ですけれども、外国人労働者を雇う場合には、必ず労働局への届け出等が必要でございまして、その届け出の方法を初め、外国人材を受け入れるに当たっての心構えとか制度、または、当然その人権に係る問題なんかも理解してもらう必要がございますので、労働局と共同で事業者に対するセミナーを開催しているところでございまして、そのようなセミナーの開催

や、先ほど申しました外国人材の活躍促進支援事業でちょっとパンフレットなんかもつくりようと思っておりますので、そのようなもので外国人のその人権に関する意識の高揚なんかを企業に図っていただくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 よくわかりました。どんどん、たくさん入ってこられると思うので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

やっぱり外国の方が熊本に来てよかったなと、熊本で働いてよかったなというのを、また国に帰って思うように、企業にもしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

さっきちょっと間違えたブライ企業のことなんですけれども、58ページです。続けていいですか、済みません。

ブライ企業の県内の労働環境、処遇の向上を図るための普及啓発やセミナー開催などに要する経費とありますが、そのセミナー開催の中に女性の講師がいるのかどうか、そういうことをちょっとお聞きしたいです。

○石元労働雇用創生課長 このブライ企業は、御承知のとおり、働く人が生き生きと輝き、安心して働き続けられる企業として、その従業員の家族の満足度が非常に高い企業とか地元への雇用を大切にしている企業、地域経済への貢献度の高いような企業なんかの募集を行いまして、県が認定しているものでございまして、現在、288社の認定を行っております。

このブライ企業に関しましては、現在、人手不足のような状況で、企業も、この認定をされることで人が集まりやすい、採りやすいというようなメリットも感じていらっしゃるようで、非常に応募等が多いような状況でございまして、

ただ、応募して、一定の要件を満たした企

業はブライ企業として認定しておりますが、実際に本当に——ブライ企業として認定された企業の中から、県のほうにも少し意見なんかもいただいているところもございますので、本当のブライ企業といえますか、まさにブライ企業となっていたためのセミナーみたいなものを開催しているところでございます。

これは、先ほどの外国人ともちょっと重複することもございますけれども、このセミナーの中で人権に係る問題またはハラスメントの問題、また処遇の改善への取り組み方のやり方とか、そのようなセミナーを開催することでブライ企業の質を高めていこうということで、ブライ企業に声をかけながら行っているところでございます。

講師に関しましては、そのときのハラスメントの専門家の方であるとか、女性の方ももちろんこれまでもお呼びしたことがございますし、そのようないろんな観点からセミナーをやっているところでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

本当のブライ企業というふうに言われましてけれども、私も望んでおりますので、講師もいろんな方を厳選されて、向上させていただきたいと思っております。

以上です。

○松田三郎委員 資料66ページ、エネルギー政策課の坂本課長にちょっとお尋ねしますけれども、最下段のさっき説明いただきましたメガソーラー等対策事業、これは説明ありましたように、保守点検事業者の育成というのは、民間で設置されたところのその設置者の、例えば、会社の中でそういう人を育成していこうというのを県の事業でやるということですか。

○坂本エネルギー政策課長 この事業につきましては、太陽光発電については、いろいろ維持管理の問題等が出てきていますので、いわゆる発電施設の保守点検をきちっとやる業者向けの研修とか、そういった業者がどれだけいらっしゃるかというのをデータベース化をして、発電事業者のほうにそういった情報を提供する、そういったことを今回の事業でやりたいというふうに思っているところでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、内部というよりも、第三者的な、別の保守点検をする業者とか、そういう人が点検をすると。そういう詳しい人をもっと多くしようという意味の育成ということで理解していいですか。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

はい、委員が今おっしゃったとおりでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、確認ですけれども、基本的にどうなんですか、そういうのも含めて、設置者なりがやるべきかなと直感的に思いましたけれども、さっきおっしゃったように、例えば、まだ先のことですけれども、20年、30年の間にどうだろうかと、いろいろな御心配も周辺の住民にはあると。おっしゃったように、なかなかこういう詳しい人が少ないという事情があつてという、そういう背景でこれは出てきたという事業なんですかね。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

発電事業者には、電気事業法に基づいていろいろちゃんと、出力等の条件に応じて安全規則がありまして、守らなければならないいろいろな基準といえますか、義務がございます

が、非常に専門的でございますので、発電事業者としては、そういう専門的な保守点検とかの部分については、やはり外部の専門の業者のほうに委託をされるというのが多いかと思っておりますので、そういった専門の業者、事業者、特に、あとは家庭用の太陽光発電などもありますので、そういったところは特に御自分で点検とかできませんので、きちっとした保守点検事業者のほうに点検をしていただいて、安全な設備運営を行っていただくということで考えているところでございます。

○松田三郎委員 わかりました。続けていいですか。

○橋口海平委員長 はい。

○松田三郎委員 観光物産課の79ページ、上田課長に。

デジタルマーケティング事業の前に、冒頭、磯田部長から、総括説明の中で、表の一番最後ですか、観光産業の基幹産業化を目指しますと。非常にありがたい、力強い、まあ声大きいだけじゃなくて、中身の伴った力強い表明でございまして、これが実現するならば、今まで、例えば、農業であるとか、ほかの1次産業並みのといいますか、非常に観光産業はかねてから裾野の広い産業であると。だから、極端に言うと、ほとんどが何か工夫さえすれば、知恵を出せば、観光に結びつけて、地域のそれぞれの企業なり、団体なり、住民の方々の所得も上がるということを期待できると。この熊本の場合は、ポテンシャルを考えれば、必ずや、部長おっしゃるように、基幹産業化できるんだらうと、私も期待をいたしております。

それで、ちょっと上田課長に聞いた後、また、単なるかけ声だけじゃなくて、こういうふうにしていけばというのを一端でも教えて

いただければと思いますけれども、その前提として、かなり高額でもありますけれども、ありがたいことに今まで、まあ、やたらめったら政策を打っても、ベースとなるきちんとしたデータがないと、なかなか効果に結びつきにくいというのはかねてから言われていたことで、まあここまで大がかりじゃないにしても、県としては、いろいろな調査もの、データ化したというのは今までもあったと思いますが、今までの調査とかマーケティングと大きく違う中身なり、どういう効果を狙っているかというところを、さっき説明いただきましたが、もう一回説明していただければと。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

まず、これまでのプロモーションあるいはPRの手法で大きく変えたいと思っておりますのが、まずはパンフレット、あとチラシ、リーフレット、そういった紙媒体が主であったものから、デジタルの配信によるPR、プロモーションに大きく変えたいというふうに思っております。

変え方も、急激ではなくて、ある程度紙媒体も残しながら、少し世の中の通信機器の性能の進化とか、そういったものに合わせたり、あるいはデジタルデータを閲覧する年齢層の広がり方、こういったものを見ながら、徐々にデジタル化のほうに進んでいきたいというふうに思っております。

○松田三郎委員 まあ、世の流れでもあると思いますし、この中で、例えば、何に一番お金がかかるんですか。

○上田観光物産課長 大きくやろうとしておりますのが4点ほどございまして、まず1点が、デジタルデータを配信するためのまずはそのデジタルのデータづくりですね。動画な

んですけども、具体的には動画のコンテンツをつくるというのが1つ。それから、一番幅広い年齢層に閲覧されていますのがYouTubeでございます。例えば、YouTubeなどにその動画を配信をする、あるいはディスプレイ広告みたいなものを出すといった配信が2つ目でございます。3つ目は、その配信したデータにアクセスしてくれてくれた方々、そういった方々のデータを蓄積をして効果を見るというのが3つ目でございます。そしてもう一つが、そうしたデジタル戦略を、指南役といいますか、キャリアのある方に指南していただきながらやっていただこうというのが4点目でございます。

この中で、一番お金を要しますのが、配信に要する経費でございます。といいますのが、デジタルコンテンツを、例えば、最初YouTubeに配信をします。そうすると、それにアクセスする方が、例えば、1万人、10万人というふうに多ければ多いほど、その人たちが見てくれた方に直接次のデジタル動画を、熊本県のPR動画を配信する。そうなりますと、見てくれる人が多ければ多いほど、その配信に要する経費もかさんでくるということになりますので、ある程度、数万人の方を見越した経費を計上させていただいております。

○松田三郎委員 わかりました。

ここにも書いてあるように、PDC Aサイクルでと。なかなかこの観光の場合は、さっき言いました、裾野が広いと言いました反面、効果がかっちり出るものと、そうでもなくてちょっと時間かかるものというのもあるかと思えます。

ですから、これだけある意味では新しい試みも入っておりますので、例えば、1年度の間にPDC A全部というわけにもいかないでしょうから、まあ単年度ですから、別に来年も再来年も何年かやりますというのをこの時

点で言えないにしても、しっかり続けていただいたほうがいだろうというのも幾つか含まれていますので、財政課あたりとは、また年度途中、来年度で、まああんまり厳しゅう——自分たちが書いとんなはるけん、PDC Aサイクルってですね。これはしっかり守る必要は一方であるとはいえ、ちょっとざっとしたほうがいい部分もあるのかなど、観光の場合はというような、ちょっと応援の意味です。

ぜひこういうものは続けていただきたいというお願いをしながら、部長にお尋ねする前に、済みません、実は先週の3月9日土曜日に、球磨郡におきまして、例の前回この委員会で言いました観地協で、今度、人吉・球磨、こういう絞って、ある戦略を立ててこれから打ってこうというようなシンポジウムを、300人ほどお集まりの中で。

そのときのコーディネーターが小野副知事でございます。もちろん、事前にしり合わせなさってないからでしょうけれども、こういうお話でした。今までどちらかという県の観光行政は、阿蘇であるとか天草であるとか、そういうところに来ていただいて、そこからほかのところにも回っていただくという意味で、県南には余力を入れてきませんでした、そういう意味では間違っておりましたというようなニュアンスのこともですね。これから人吉・球磨にも力を入れていくという、まあ、リップサービスも若干差し引いたとしても、我々、ある意味じゃ、ここ数年、非常に県のほうも力を入れていただいているというような感謝をいたしております。

そこで、別に小野副知事の発言を云々という意味じゃなくて、来年度に向けて、あるいは来年度以降、私の地元に限らずですけども、ここにやっぱり基幹産業化を目指しますって非常に力強い言葉もありましたので、その辺のところを、まあ、余り具体的な話は必要ありませんけれども、自分の思いなり、こ

れからはこういうふうにやっていきたいんだというのが、別にその副知事の発言と違うからどうのこうのというのを追及するつもりはございませんので、ちょっとその一端を披瀝していただければ。

○磯田商工観光労働部長 委員のお尋ね、基幹産業に向けた、まあ、観光の新たな施策展開をどうするかというような大きな御質問かと思えます。

実は、成長産業としての観光産業を基幹産業にしていこうという観点、実は観光の消費額というのがございまして、これは観光統計でやっているんですが、大体年間3,000億円というふうに試算しております。これは、農業粗生産額が大体3,500億円ぐらい、それから、自動車とか、いわゆる輸送用機器の出荷額が3,800億ぐらい、恐らく半導体も同じぐらいだと思います。ですから、現時点でも観光というのは、経済的には大きな役割を果たしているというのが大前提でございます。

そして、例えば、観光産業の世界の成長率を見てみますと、世界的には観光産業は4.6%成長しているということで、製造業が4.2%、また、世界経済が3%ぐらいで成長しているという中で、観光業というのは、これから非常に可能性の高い、非常に期待できる産業だと思っております。

また、背景には、人口減少社会を迎えて、どうしても普通にしておくと地域の経済が縮小していくということがありますので、交流人口をふやすことが非常に大きな解決策になるという、2点の視点があるかと思えます。

その中で、今ちょっと観光課長のほうから御説明しましたように、観光のニーズの変化という背景がございまして、我々もそんなんですけれども、観光に行くときには、やっぱりスマホで見て、ネットで見つけて、食べる場所も見つける、ホテルも見つけるように、紙からウェブに変わっているという大き

な流れがございます。

それから、昔は旗振って団体旅行で行っていたんですけども、もう基本的にはグループとか個人旅行、家族旅行が大きくなってきたと。それから、お金を使うときには、何か物を買うとか、例えば、熊本城とか天草もすごくいいんですけども、そういった観光地にも行くんですけども、それよりも自分だけの体験とか、自分だけが発見した風景とか、いわゆるインスタグラムに上げたりとか、そういったものに行きたいという人がふえてきたという、3つの大きな流れがあると思っております。

我々、観光をこれから県の基幹産業としていくためには、この3つの大きな流れをベースにしてやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

そのため、今度の予算で計上させていただいたデジタルマーケティング、非常に大きなお金でございますけれども、もう紙からウェブに変わっていくという流れを捉えて、それから効果的なマーケティングをやっていくためにも、そういったものをやっていこうというのが1つ。

それからもう1つ、これは委員の御質問にも絡んでくるんですけども、もう1つ、今度観光物産課の中の新規事業で、地域で稼げる民間事業者を育成しようということで、観光事業者だけじゃなくて、農林水産業や商工業、それから地域づくり団体の方々、みんなが絡んで取り組むような事業を支援していこうということも予算化しております。

それは、観光のニーズが、何かを見るとかということから、体験とかいろんなものに変ってくるものですから、そういったものを一必ずしも観光事業者だけじゃなくて、あらゆる方が参加して、地域づくりも含めてやっていくことで魅力的なものができていくというふうに思っております。そういった流れで、交流人口をふやして、観光を基幹産業にしよ

うということを思っております。

今、今回委員がおっしゃった風水、祈りの城下町というところで、人吉・球磨も組み込まれます。参加されている方は、必ずしも観光事業者の方だけじゃなくて、地域づくりをされる方、建設業をされる方、いろんな方が入っております、そういった方々が総体で1つのコンセプトを打ち出していくということは、デジタルマーケティングよりもすごくマッチしてくると思いますし、また、観光産業を——私だけの体験みたいなものを、本当に発信できる商品をつくれる素材にもなってくると思いますので、そういったものをしっかり応援することで、次の時代の基幹産業に観光をぜひしていきたいと思っております。ちょっといろいろと長過ぎましたけれども。

○松田三郎委員 わかりました。

今の部長のお話で、つくづくそうだなと思うのが、今の個人の旅行というか、少人数あるいは体験を求めてということになると、まあ、今までもそうでしたけれども、行ってからどこへ行くか考えようかというよりも、もうやっぱり準備の段階、その前の段階で日本の中のどこどこに行って、どこどこ地域の何という宿に泊まって、そこにはどういうふうに行ってというのを大体決めてから、その時点でもう勝負ありというか、そこで選ばれないとなかなか来ていただけないと。ということは、その時点で紙見るわけじゃないでしょうからね。媒体としては、やっぱりネットのことになるんだろうから、この事業は非常にある意味じゃ期待をいたしております。

また、最後に要望ですが、今のお話を聞いていて、例えば、国も海外から年間4,000万人ぐらい来ていただくように目指すと。ということは、国も力を入れるので、対海外からすると、よその外国に行ってもらうよりも、日本が一丸となって日本にまた来ていただきたい。で、日本に来たお客さんを、まあそれ

からは地域間あるいは市町村間、都道府県間の競争になろうかと思いますが、やっぱり九州という大きな固まりで勝負しないと太刀打ちできないだろうと。とはいっても、九州の中でもやっぱり熊本に一番来てほしいと、熊本の中でも、私で言うなら人吉・球磨に来てほしいと、だんだんだんだん小さい話になってきそうですが、県としても、言いましたように、日本の中での位置づけなり、九州の一員であり、あるいは熊本県内も、まあ関係者の方いらっしゃるかもしれませんが、いつまでたっても阿蘇だ天草だ熊本城だけじゃないでしょうから、多少市町村に直接コミットするとか、今までにないようなこともしていただかなければならないのかなと思いますので、応援しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○竹崎和虎委員 観光物産課になるんですが、その前に、国際スポーツ大会推進部のほうで、96ページですね。

先ほどお話の中で、2019国際スポーツ大会を盛り上げる会というのが設立され、経済界と連携して盛り上げていく、チケットの販売のほうもというお話があったところで、こういった予算を組んでおられて、それに関して、78ページに、観光物産課のほうで、観光費の2の観光客誘致対策費の(3)で、国際スポーツイベントに係るイベント民泊事業というのが掲げられておるんですけども、熊本市内のホテルの方に、ほんなこてチケットは売れとつとかと、ホテルはいっちょん予約の入つとらぬばってんなと苦言をいただいたことがございまして、まあ観戦であったり、観光の面だと思えるんですけども、言われておる中、こういった何か宿泊施設不足対策としてイベント民泊、こういったところに、どう

いうお考えなのか、教えていただきたいと思
います。

○上田観光物産課長 観光物産課でございま
す。

先日のスポーツの特別委員会におきまして
も少し報告したところですが、ラグビー
につきましては、ある程度チケットの売れ
行きは好調だと伺っております。幾つかの地
元の、まあ中心市街地のホテルさんにお伺い
しますと、問い合わせは非常に多くて、仮予
約みたいな形では少しずつ入ってきていると
いうふうなことも伺っております。

そういった状況がありまして、大体熊本都
市圏の宿泊施設、熊本市に近接している市町
村も含めたところで、収容定員を少しはじき
出しますと、約1万5,000人が収容できる
という状況でございます。

それで、通常の稼働率を勘案しまして、大
体どれだけ不足するかなというふうに考えま
すと、ちょっとかなり大き目の数字が出ます
が、大体4,000人ぐらいの宿泊収容が不足す
るんじゃないかなと、これは最大限見まし
て。

それを踏まえたところでイベント民泊を考
えているんですけれども、まずイベント民泊
自体が、まずやっているところが、これまで
は阿波踊りをやっている徳島市、それからね
ぶた祭りのシーズンのときの弘前市ですと
か、市単位でしかやったことがないようで
ございます。

今回、初めて熊本県という単位で、スポー
ツイベントと、ちょっと説明も申し上げまし
たが、ちょうどラグビー期間中に祭りアイラ
ンド九州という、お祭りが一遍に集まる催し
物もあるものですから、県全体でやりますと
いうことで検討しておりますが、一応大体
1,000人ぐらいは確保したら、まずは大丈夫
じゃないかなというふうに今のところ考えて
います。

ただ、1,000人といいますが、なかなか
か、まだ初めてやる業務ですので、やってみ
ないとわからないところがあります。

それで、国とも今相談を始めておりまし
て、実は、国から言わせますと、都道府県レ
ベルで行うイベント民泊というのは、都道府
県レベルでは初めてと。そういう状況で、国
は、臨時的に今年度予算でイベント民泊に関
する状況把握のための調査業務を専門業者に
委託をしております。で、その委託をしてい
る業者の持っている情報を教えていただきな
がら、スケジュールリングですとか、先ほど
1,000と言いましたが、あるいはもうちょっ
と必要なのか、あるいはかたいところで数百
でまずは第1弾でとどめるのかとか、そうい
ったアドバイスも受けるようにしております。

それともう一つは、大体御利用される方は
外国人の方が圧倒的に多うございます。外国
の方が何を見て予約をしてくるかといいます
と、ネット上で予約をされます。一番著名な
のが、エアビーアンドビーという宿泊のマッ
チングサイトがございまして、そのエアビ
ーアンドビーを運営している会社の方とも、
この期間中、そのエアビーアンドビーサイ
トで熊本の特設サイトを設けていただいて、そ
こで、熊本だけでどういうマッチング状況に
あるかというようなものが、そのサイトの中
でできないかというようなところも検討して
いくことにしております。

大体以上でございます。

○竹崎和虎委員 ちょっとお話の中であった
熊本中心街のホテルのところに、まあ引き合
いといいますか、お尋ねとか、それは外国人
からも多数あつとるんですか、外国人の方
が。

○波村国際課長 国際課でございます。

熊本市内の幾つかのホテルに確認したとこ

ろ、試合開催日を含む前後は、提供できる空
客室がないということを言われております。

ホテル名はちょっと申し上げられないんで
すけれども、イギリスの場合、ビジネスホテ
ルで120人掛ける4泊入っているとか、大手
ホテルでは、10部屋単位で予約が数社分入っ
ているとか、あるいはグループの方でもう満
室になっているとか、そういった状況が寄せ
られております。

フランスのほうも、大手ホテルではもうい
っぱいだということで、何か我々が聞いた範
囲内では、あいているところはなかなか難し
い。ただ、外国人の場合は、言葉とか、やっ
ぱりベッドの仕様とか大きさとかありますの
で、泊まるホテルは大体限られているとい
うことでございます。

以上でございます。

○竹崎和虎委員 私がちょっと聞いたのが少
し古かったのかもしれませんが、我々もPR
をしていって、皮算用とならないように、御
一緒に取り組んでまいろうと思っております。
よろしく願いをしたいと思えます。

それともう1点、済みません。

企業局さんのほうから、102ページになり
ます。有料駐車場事業会計の部分なんです
が、有料駐車場事業の利益剰余金の一部を一
般会計に繰り出すということで、先ほど御説
明の中では、県民総幸福量の最大化に向けて
それを使用というか、例えば、こういったこ
ととか、最終的には財政当局が決めていか
れることとは思いますが、を想定、想定とい
うか、お考えなのか、教えていただけ
ませんか。

○西浦総務経営課長 総務経営課でございま
す。

先ほどの一般会計への繰り出しの件でござ
いますけれども、企業局は、地域の資源、特
に水を活用して事業のほうをさせていただ

ていますので、それと非常に関連が深い環境
関連施策とかエネルギー関係、そういった施
策に充てていただきたいということで、知事
部局のほうと協議をしております。

財源として繰り出すわけでございまして、
最終的には財政課の査定の中で知事部局のほ
うで判断していただくということになってお
ります。

以上でございます。

○竹崎和虎委員 今、水資源であったり、環
境関連の話があった中で、これはちょっと要
望なんですけれども、私自身も、NPOの一
員として植樹の活動であったり、海浜清掃活
動等を行わせていただいておりますし、こう
いったのも各企業からの支援があって成り立
っておるところもありますし、もちろん公的
な助成も受けているところもあるんですが、
そういった部分にできれば充ちただければ
ありがたいと思うのと同時に、私の地元の地
域の漁業協同組合、単協、地域の漁協で海浜
清掃等を独自で行われておるんですけれど
も、多種多様なごみが集まるものですから、
この熊本市というところが非常に分別が大変
なんです。あれこれ分けて出さなきゃいけ
ないものだからということで、単協さんは、
それをそのまま産廃の会社に持っていかれ
て、お金を払って買い取ってもらうという形
をとられておるものですから、そういったと
ころにも何がしか助成をしていただければと
思っておりますので、よろしく願いを申し
上げたいと思えます。それがまた自然環境の
再生にもつながると思えますし、有明海の再
生にもつながると思えますので、よろしく
願いをいたします。

以上です。

○松田三郎委員 関連して、私も、企業局。
原局長、3月で。

○原企業局長 はい。

○松田三郎委員 どうも長い間御苦労さんで
ございます。

別に局長でも課長でも結構ですけども、
今の竹崎委員御指摘の点に関連しまして、今
の2億と、その前にたしか、98ページのちょ
うど真ん中ぐらいか、5の下の黒ポツですけ
れども、地元貢献費用等約3,000万と。

たしかこれは、立地町村というのは3つだ
ったと思います。それで、拡充してもらおうと
いうか、地元貢献というのがあるとかふえる
というのは大変ありがたい。その中で2つは
私の地元も入っておりますので。

一方、先ほど御指摘があったように、県政
に対する貢献が当初予算で2億。この、例え
ば、それぞれの——単純には比較できないと
思います。年数とか金額を聞くと、もうち
ょっと今まで辛抱してきたはった町村に手厚
くといいますか、金額の余りにも違いが大き
いと思います。

というのも、例えばですよ、一般の県民か
ら見ると、県政貢献というと、まあ県庁の中
に企業局もあるわけですね。企業局が県政に
貢献するというのも、我々は何となく、もち
ろんわかりますけれども、県民の方からする
ならば、それよりもほかの町村にというよう
な印象を持たれるのではないかと思いますし、
さっきは入っておりませんが、企業局の
今までの事業政策に近いものじゃないのにも
それは使われる可能性——それを否定するわ
けじゃありませんけれども、そういうのを考
えるならば、31年の当初予算ではこういうこ
とでしたけれども、今後は、これは要望にも
なりますが、できるだけ、別に県政のほうを
抑えてとは言いませんけれども、地域貢献、
地元貢献のほうをふやしていく方向で、原局
長の後任の局長さんに、4月以降の方にも申
し送りしていただいて、ふやしていただけれ
ばなと思いますけれども、いかがでしょう

か、そこは。

○原企業局長 御指名ありがとうございます。

まず、こちらの地元貢献のほうですけれ
ども、実はこれまではほとんど、地元のお祭り
への協賛金とかぐらいの、数十万単位の支援
しかやってこなかったところでございます。

そういう中で、発電所の所在地元というこ
とで、水上、湯前、美里に対しては、来年度
から初めてこういう1,000万単位の地元貢献
ということで、それは各町村が自由に、環境
政策でもいいですし、町村の地域づくりでも
いいですし、にお使いくださいということ
で、地元の地域づくりに資するような事業に
使ってくださいということで始めたところで
ございます。

まずは、取りかかりとしてはこの3町村で
始めてまいります。やがてはリニューアル
事業が終わりますと収益もかなり拡大します
ので、まずはこの3町村で始める中で、ほか
のまだ企業局所在の市町村もございませ
ぬので、地元に対してどう拡大していくかとい
うのは、来年度以降、検討してまいります。

○松田三郎委員 わかりました。

1点だけちょっと確認ですけれども、来年
度当初の場合は、この3町村が対象でしょう
から、ここに3,000万というのは、一律に
1,000万ずつということなのか。そうはい
っても、何がしかのある程度計画なり事業をつ
くってもらわんと出しにくい、積み上げな
かというところだけちょっと教えていただ
きたい。

○原企業局長 今この支援の計画としまし
ては、各町村1,000万以内での支援を考
えております。それに見合う事業の事業計
画を出してもらって交付をするという形
で支援をしてまいります。

○松田三郎委員 わかりました。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。
——なければ、これで付託議案に対する質疑を終了します。

それでは、付託議案の採決に伴い、環境生活部が入室するため、ここで約10分間休憩いたします。

再開は、1時55分からいたします。

午後1時45分休憩

午後1時52分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第48号、第49号、第53号、第54号、第61号、第62号、第65号から第67号まで、第84号、第95号、第96号、第99号から第105号まで及び第107号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第48号外19件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、よって議案第48号外19件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請第18号を議題といたします。

請第18号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

お手元の請第18号説明資料をお願いいたします。

本請願は、天草市御所浦で岩石採取を行っている山口海運の岩石採取計画の認可申請に関しまして、平成28年9月に御所浦まちづくり協議会からなされた請願です。

請願につきましては、1の請願の内容に記載しておりますとおり、採石場への県の指導状況の検証とその結果を地域住民に説明することなど、3点を求めるものでございます。

循環社会推進課にも関係する案件でございますが、当課から一括して、前回からの動きを中心に説明をさせていただきます。

2の請願への対応状況の(1)環境影響に関する調査ですが、2月に12回目の調査を実施しております。調査の結果は、環境基準に照らして問題はございません。

続きまして、裏面のほうに移っていただきまして、中ほど4の協定に基づく県の指導監督及び跡地整備の進捗状況でございますが、昨年4月締結いたしました当面の跡地整備に関する協定に基づきまして、まちづくり協議会も立ち会いのもと、採石場への立入調査を行うなど、事業者による跡地整備に対して指導監督を行っております。

事業者において、採掘跡のくぼ地を場内の土石で埋め戻す作業を進めておまして、適宜作業の進捗状況を確認しながら、計画どおり埋め戻しが完了できるよう進めております。

5の今後の対応でございますが、天草市とも連携をしまして、引き続き、跡地整備等について、立入調査等により指導監督を行いながら、最終的な合意形成に向けて、事業者、まちづくり協議会との協議を進めてまいります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○橋口海平委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○岩田智子委員 山口海運は、今現在認可されているんですか。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

昨年5月1日からの1年間の採石の認可をしております。

○岩田智子委員 請願どおり、何かいろいろ県のほうでは動いていらっしゃるって、請願されたことを。毎回同じことを言いますが、私は継続に反対なので、こういうふうな話をしています。

以上。いいです。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第18号については、いかがいたしましょうか。

（「継続」「採択」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 継続と採択という意見がありますので、まず継続についてお諮りいたします。

請第18号を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○橋口海平委員長 挙手多数と認めます。よって、請第18号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのように取

り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

お手元の資料、経済環境常任委員会報告事項のうち、環境生活部の冊子の1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきましては、昨年3月の常任委員会で報告させていただいておりますが、本日は、それ以降の経緯等につきまして御説明させていただきます。

まず、1の(1)認定業務関係でございますが、今年度は、奇数月に合計6回の公害健康被害認定審査会を開催しております。なお、2番目でございます第42回臨時水俣病認定審査会は、国が所管する審査会でございます。

括弧内に、それぞれの審査会ごとの審査件数と棄却、答申保留の件数を記載しております。

なお、そこには記載しておりませんが、本県の審査会においては、合計320件の審査を行っているところでございます。

次に、(2)裁判関係でございますが、新たな判決は出ておりません。昨年12月に、水俣病認定申請棄却処分の取り消しと認定義務づけを求める訴訟が提起されております。

次に、2の認定業務の状況について御説明申し上げます。

(1)でございますとおり、2月末現在の認定申請件数は631件でございます。

次のページをお願いいたします。

(2)認定検診の状況でございますが、水俣市立総合医療センターや天草保健所等における県からの派遣医師による検診及び医療機関

への委託検診を実施することにより、検診の促進に努めているところでございます。

(3)認定審査の状況につきましては、先ほど御説明しましたとおり、6回の認定審査会を開催し、計320件の審査を行っております。

次に、3の裁判の状況についてでございます。

現在、本県を被告とする国家賠償等請求訴訟が6件、行政訴訟が2件、合計8件の訴訟が提起されております。

詳細は、次の3ページをごらんいただきたいと思っております。

3ページの4件は、国家賠償等請求訴訟でございます。国、県とチッソが被告となっている訴訟でございます。

一番左側の国家賠償等請求訴訟だけが、現在控訴審でございます。ほかの5つは、地方裁判所で係争中となっております。

4ページをお願いいたします。

一番左と1つ飛んで左から3番目の訴訟が国家賠償等請求訴訟で、左から2番目と一番右の訴訟が、県が被告となっている行政訴訟でございます。いずれも地方裁判所で係争中でございます。

以上が裁判の状況でございますが、いずれの訴訟においても、県として、司法の場で主張、立証を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

水俣病審査課は以上でございます。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

お手元の別冊資料、商工観光労働部の経済環境常任委員会報告事項をお願いいたします。

グループ補助金に係るフォローアップ調査結果について御報告申し上げます。

まず、調査概要についてですが、この調査は、熊本地震からの各事業者の事業回復状況

及び課題を把握し、今後の産業振興施策及び経営支援に生かすため、グループ補助金交付決定事業者に対しまして、震災前後における業績状況等について、昨年12月にアンケート調査を実施したものです。

対象者4,627者に送付し、3,668者からの回答を受け、回収率は約8割となっております。

次に、調査の結果についてでございます。

まず、1の売り上げの状況についてですが、震災年度の売り上げは、48.2%の事業者が減少し、直近でも37.6%の事業者が減少しており、回復基調にあるものの、依然として多くの事業者の売り上げが回復していないことがうかがえます。

また、業種ごとでは、宿泊・飲食業で、直近でも50.8%の事業者が減少した状況となっております。

一方、建設業では、直近でも50.9%の事業者が増加しており、復旧工事の受注増加が続いていることがうかがえます。

次に、裏面2ページの上段部分、売り上げ減少の理由についてですが、震災年度に売り上げが減少した主な理由といたしましては、既存顧客の喪失、事業未再開の順となっております。

また、直近では、既存顧客の喪失は32.6%と若干増加しているものの、その総数は732者に減少しております。

また、事業未再開を理由として挙げた事業者は9.3%に減少しており、回復基調にあることがうかがえます。

また、中段部分の売り上げ増加の主な理由といたしましては、復興特需が挙げられ、直近でも12.4%、総数で421者がその理由を挙げており、縮小傾向にありますが、依然として特需が続いていることがうかがえます。

次に、3ページの事業者が抱える経営課題といたしましては、従業員の確保・育成、販路の確保・開拓、経営人材の確保・育成の順

となっております。

最後に、今後の対応につきましては、本調査は、次年度以降も継続して実施していく予定としております。

また、個別事業者のアンケート結果をもとに、先ほど当初予算で説明いたしました各種事業を活用しまして、各支援機関や専門家と連携し、プッシュ型の経営支援を実施するなど、被災事業者に寄り添った対応を図ってまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西浦総務経営課長 企業局でございます。

報告事項の企業局分の資料のほうをお願いいたします。

表紙をおめくりいただきまして、2枚目をお願いいたします。

企業局では、9月の委員会で報告しておりましたが、国の委託事業により、昨年度から、有明・八代工業用水道事業におけるコンセッション導入の可能性調査を行ってまいりました。

具体的な調査内容は、資料の四角囲みの下の1の表にありますように、資産や財務、法務における詳細調査及びマーケットサウンディングとして民間事業者からの意見聴取を行っております。

その調査結果では、コンセッション導入による効果というのを資料に示しておりますが、その1にありますように、民間事業者が運営した場合、長期契約によるコスト削減などで、今後20年間で、県が運営した場合より、最低でも削減率5%、5.5億円以上の経費削減効果があることが確認できました。

次に、②に記載していますとおり、民間のノウハウを活用した未利用水の活用や、③さらなる安定供給の確保についても、効果が期待できるとの結果でした。

あわせて、複数の事業者の参入意向も確認

されております。

また、料金値上げや水質確保等のさまざまな懸念や課題についても調査検討が行われておりまして、2に記載しておりますが、それぞれの項目について、十分に対応可能であるとの結果となっております。

料金値上げにつきましては、条例改正による県の許可制とし、水質確保についても、県によるしっかりとした監視を行うなど、対応することとしております。

資料の裏面をごらんください。

コンセッションにおける官民の役割分担と、ユーザー企業や県議会等との関係を示した図を載せております。

企業局が引き続き工業用水道事業者となり、料金の設定や共同管理者等の関係者との調整、モニタリングを行います。

運営権者においては、新たに、この資料の赤字の箇所でございますけれども、物品調達や施設の更新、ユーザー企業からの料金徴収等の業務まで拡大して運営をさせるスキームを想定しております。

来年度以降の主な手続につきましては、資料の表に戻っていただきまして、一番下の3に記載しておりますとおり、来年度の2019年度に運営権設定の条例改正案を可決いただければ、事業者選定手続に入りたいと考えております。

順調にいきますと、2020年度に業者選定の議案を可決いただければ、2021年度から20年間のコンセッション移行を予定しております。

今後、具体的な手続を進めていく際には、受水企業や民間共同管理者、企業立地の自治体等に対して、これまで以上に丁寧な情報提供等を行ってまいることとしております。

報告は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○橋口海平委員長 以上で報告が終了しまし

たので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩田智子委員 今の御説明の中で、事前に説明も受けたんですけれども、複数の事業者の参入意向があったということで、例えば、どんな会社なんですかね。名前とか出せますか。日本の会社なのか外国の会社なのかって、そのぐらい。

○原企業局長 まだ企業側も意向を示しているだけですので、具体的な企業名は申し上げられません。国内で水処理関係をやっている大手のメーカーとかあるいは維持管理をやっているメーカー、あるいは地元の会社も含めて、10社程度がいろんな説明会に参加したり、ヒアリングに応じたりというところでございます。

○岩田智子委員 わかりました。

赤字だったので、すごく経費も削減されるということで、工業用水ということで民間もあり得るのかなというふうには思っていますが、上水道への何か波及とか、そういうのもちょっと私は懸念をしているところもありますが、今回のこれが決まったとして、20年今からずっとやっていく中で、やっぱり県側と県議会とか、主導権は持っているということですので、しっかりとそこをチェック機能を、ずっと継続してですね。ここまで決まって、よし、後はもうお任せみたいな感じで、何かみんながそのことを——ここで決まったことの意義みたいなのは、ずっと引き継がれるようにしていただきたいなと思います。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 今の岩田委員のお話を聞き

ながら、課長からの御説明もありましたように、資料表面の2番ですね。懸念や課題への対応、これは全く同一とは言いませんけれども、昨年水道法改正のときとか、まあ上水道と工業用水は違うでしょうけれども、時に、恐らく抽象的な、漠然とした心配なり、いろいろ報道されておりました。

そこで、その中で、もちろん運営権者を決定するまでというのは、競争原理が働くわけでしょうが、一旦決まると、大体基本20年となると、さっきおっしゃった、ある程度大手の能力の高い企業が20年やっていく中で、果たして技術的なレベルを企業局の方々が——それに対しての⑥技術水準の確保、いろいろな研修等もお考えだと思うんですけれども、実際問題、そういうところがばあっとやるのを、研修とかでレベルを維持して、チェックしたり点検したりというのができるもののかなというのは、別に批判しているのではなくて、将来的に、それならその部門は、工業用水の部門に今まで企業局の職員がいたのをちょっと減らしてもいいんじゃないだろうかというような議論に——県の中でですね。なってしまうはしないだろうか。

そうになると、逆にまた技術のある人が少なくなっているいは技術を持っていた人がそれを使う機会が少なくなっている、なかなかキープするのが難しいということもちょっと心配したりしますけれども、そういうところの見通しに関してはいかがですか。

○西浦総務経営課長 職員の育成も含めましてお答えしたいと思います。まずコンセッションを導入いたしましても、所有権は県の企業局のほうに残ります。運営権のみが民間のほうに行きますので、先ほど説明をいたしましたモニタリングというのは、県で実施をしまいたします。

そこで、人員は必要ですし、工業用水に携わる職員の数は減るかもしれませんが、運営

権者も、特定目的会社を設立しまして運営をしていくことになりますので、そちらに職員の方を定期的に派遣して、技術水準が落ちないようにするような努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○松田三郎委員 わかりました。

いろいろ考えてはいただいていると思いますけれども、ただ、裏面に、運営権者の場合、セルフモニタリングというのも書いてあるので、基本的に自分たちでモニタリングしておりますというなら、それを追認するようなことになるというわけでもないんですかね。

○西浦総務経営課長 総務経営課でございます。

20年ということで、期間が長いものですがから、実際は5年ごとに期間を区切りまして、いろんな社会経済情勢も変わりますでしょうし、その運営権者の運用というのも監視しなければなりませんので、5年ごとに区切りまして、いろんな条件とか契約内容を変更したりとか、そういった形で進めてまいりたいと考えております。

○松田三郎委員 わかりました。

企業側も、ある程度長期でないと、投資したりする場合にちゅうちょしたりするでしょうから、5年で多分——契約違反の場合は解除云々という条項も入っているかと思いますが、まあ多分そういうことはないんだらうとは思いますが、まあね。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで報告に

対する質疑を終了いたします。

次に、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました平成30年度経済環境常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので御説明します。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては6項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により、取り組みが進んだあるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等を行ってまいります。これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、簡易な文言の整理や最新データへの時点修正があった場合は、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 次に、その他で委員から何かありませんか。

○岩田智子委員 国際スポーツ大会推進特別委員会でも出たと思いますが、フラッグの件でちょっと最後にお話を伺いたいと思ってい

ます。

12月から掲示をされていて、誰も気づかなかったというか、余り見なかったのもあるのかもしれませんが、ツイッターか何かでばつと出て、ええっ、これはということ私のところにも、これ見ましたかと言って、ちょっと気持ち悪いですとか、そういう意見がたくさん入ってきたんです。

電通がつくって、県も、女子の選手も見たし、いろんな本部も見たしということで、20ぐらいあるキャッチフレーズの中では、ちょっとそんなにばつとそれはなかったということで掲載というか、なったということなんです。率直に、それが問題になったときにどう思われたのか、ちょっと聞きたいです。

いろんな意見があって、自分が何かやましいけん、何かそれを見てやましい、何かやましかというふうになったという人もいて、なかなかちょっと口に出せなかったという人もいたので、率直にどうだったのかをお聞きたいです。

○寺野政策審議監 国際スポーツ大会推進課です。

全体で33のキャッチコピーがありまして、その中で2つほど切り取られた形でネット上に。全体見ると、例えば、ほかにも60分間ずっとゴールラッシュですとか、今度は熊本が世界を応援する番ということで、我々も、事務局として出す前にはきちっと見た中で、違和感を感じませんでした。

今回、意見を受けられた形で、やっぱりいろんな立場ですとか、価値観のいらっしゃる方が不快に思われたのは確かでございますので、そこはもう真摯に受けとめまして、おわびしてホームページ上で報告させていただいたと。

我々の中では、特に議論するとき、疑問、異論はございませんでした。今回、そういういろんな価値観があるんだなというのを受け

とめまして、しっかりやっていきたいと思っております。

○岩田智子委員 私、やっぱりいろんな価値観があって、それを見てみんなが、ああ、いいなと思うものを、やっぱり幸福量の増大になりますので、やっぱりそういうもので、そこにチェックする——チェックしましたよね。されたときに、女性とかはいたんですかね、県庁の中には。

○寺野政策審議監 これは当部の広報グループというところでやっていますけれども、女性は2名おります。

○岩田智子委員 ああ、そうですか。

○寺野政策審議監 全体で、ハンドボールのルールに間違っていないと、ほかのスポーツとの違いは何と、激しさやスピード感は出ている、そういう目で多分見えていますので、多様な価値観では多分見えてなかったのかなと。

今回、いろいろ言っていただきましたので、我々の中でもチェック体制をきちっとやりますと。多分主に広報グループがやるんですけども、他の課でチェックさせるとか、あるいは人権、男女問題等の課にいろいろアドバイスをいただくとか、そして、それを支えてきたのは研修ですね。いろんな研修でほかもありますので、きちっとやっていって、いいPRをつくって、今後もっと即応力を高めて、熊本の試合を見に来ていただくように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○岩田智子委員 多分これから動きもちよつと出てくるのかもしれませんが、もともと委託してつくられたんですよね。やっぱり、何というかな、イメージダウンにつながっちゃった部分もあるので、やっぱりそこはきちん

と委託した会社なりに抗議をすべきだなというふうにも思いますが、どうでしょう。

○寺野政策審議監 最終的に、我々事務局が発注し、我々の責任でかなり書き上げていますけれども、委託会社のほうも、すぐ、キャッチコピーをつくった方のみならず、コンプライアンス責任者も来まして、今後チェック体制をやっていきますということで、また実はあしたもいらっしゃるんですけども、どういう分析をやっているかいいかと、今会社なりに整理していただいていますので、そこは真摯な対応を我々は示してもらったということで判断しております。

○岩田智子委員 わかりました。

本当にイメージアップに私も貢献したいと思えますし、みんなでこれから前向きに、学習したことをまた失敗しないようにしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○寺野政策審議監 ありがとうございます。

○橋口海平委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これもちまして第7回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後2時20分閉会

○橋口海平委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日8名出席されております。

8名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、1人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

最初に、小原国際スポーツ大会推進部長、原企業局長、中川商工観光労働部総括審議員、久保環境局長、松岡労働委員会事務局長から御挨拶をいただき、次に、環境生活部各課長の順にお願いいたします。

（国際スポーツ大会推進部長～消費生活課長の順に退任挨拶）

○橋口海平委員長 お疲れさまでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、吉田副委員長を初め、各委員の皆様のご協力をいただきながら委員会活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

各部局長を初め執行部の皆様方におかれましても、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

また、先ほど御挨拶いただきましたが、この3月をもって勇退される8名の皆様方におかれましては、長い間県政に御尽力をいただき、まことに御苦労さまでございました。

御勇退後も、県民の一人として、県勢の発展にお力を添えていただきますとともに、今までの経験と知識を生かされ、新たな場所で御活躍をお祈り申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様の今後のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

吉田副委員長からも一言お願いいたします。

○吉田孝平副委員長 この1年間、橋口委員

長のもとで委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位には、御指導、御鞭撻をいただき、大変ありがとうございました。

また、執行部におかれましても、真摯に対応していただきまして、大変ありがとうございました。

本県は、まだまだ厳しい状況にありますけれども、委員、執行部の皆様方には、この委員会で議論されましたことを踏まえ、県政あるいは経済環境分野の発展のため頑張っていたいただき、本県がさらに発展していきますよう、心から御祈念申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○橋口海平委員長 これで終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午後2時31分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長